

平成24年度 行政監査結果報告書

「法令等に基づき県が行う検査等について」

平成25年4月

香川県監査委員

【 目 次 】

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	平成24年度監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査の方法	1
3	監査の対象とした検査等及び所属	1
4	監査の主な着眼点	5
第 4	監査の結果及び意見	5
1	提言	5
(1)	検査体制のあり方	5
(2)	検査力の向上	6
①	外部人材活用の推進	6
②	検査研修等の充実	6
(3)	検査結果の公表と検査成果のフォローアップ	7
(4)	内部けん制機能についての検査の視点	7
2	着眼点別の意見及び状況	8
(1)	検査等に係る実施要綱の整備状況について	8
(2)	検査等に係る実施計画の策定（公表）について	8
(3)	検査等の執行体制について	9
(4)	職員の検査等の技術レベル確保のための研修等について	10
(5)	検査等の執行内容について	10
(6)	検査等の結果に対する措置状況等の確認について	11
3	検査等別の状況及び意見	13
(1)	私立学校振興助成法第12条に基づく経理検査 学校法人以外の幼稚園は上記に準じた検査	14
(2)	高圧ガス保安法第62条第1項に基づく立入検査	16
(3)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する検査	18
(4)	不当景品類及び不当表示防止に関する検査	20
(5)	貸金業者等の検査	22
(6)	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び 香川県生活環境の保全に関する条例に係る特定事業場等立入検査	24
(7)	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査	26
(8)	社会福祉法人指導監査	28
(9)	特定給食施設等指導	30
(10)	介護保険施設等実地指導・監査	32
(11)	認可外保育施設指導監督	34

(12) 保育所指導監査	36
(13) 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査	38
(14) 保険医療機関等の指導、監査	40
(15) 医療機関立入検査	42
(16) 薬事監視	44
(17) 毒物劇物監視	46
(18) 食品関係施設立入検査	48
(19) 旅館業許可施設立入検査	50
(20) 動物取扱業者立入検査	52
(21) 農業協同組合等の業務又は会計の状況の検査	54
(22) 水産業協同組合の業務又は会計の状況の検査	56
(23) 農薬販売業者立入検査	58
(24) 土地改良区等定期検査	60
(25) 建築士法に基づく建築士事務所の立入検査	62
(26) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入り	64
【 参考 1 】 法令等に基づく検査等の200件の組織別分布図	66
【 参考 2 】 法令等に基づく検査等の200件の一覧表	67～77

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

第2 平成24年度監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

法令等に基づき県が行う検査等について

2 選定理由

県では、法令等に基づき、協同組合、学校法人、社会福祉法人等の団体をはじめ、多岐にわたる分野において企業や施設、事業者等（以下、「事業者等」という。）に対する各種の検査、指導・監査等（以下、「検査等」という。）を行っているが、社会情勢の変化に伴い、主に福祉・環境分野において、検査等の対象件数は増加傾向にある。

また、農業協同組合、社会福祉法人、指定管理業務受託者など県が検査等を実施している事業者等において、不適切な経理・事務処理が発覚するなど、不祥事が発生している。

安全・安心な社会を実現するために、県が行う検査等の実効性を高めることが求められているが、検査等の内容・方法等は、法令で具体的に規定されているものではなく、対象事業者等の実態などを踏まえ、対象分野ごとに運用されている。

こうした状況を踏まえ、県が行っている検査等の実態を把握し、検査部門を抽出したうえで、検査等が効率的かつ有効に行われているかなどについて監査を実施する。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成24年9月から平成25年3月まで

2 監査の方法

平成23年度に実施した検査等の中から、監査対象とする検査等を選定し、調査票による調査及び監査委員事務局職員の実地調査の結果に基づき監査を行った。

3 監査の対象とした検査等及び所属

(1) 平成23年度において実施した検査等を監査対象とし、まず初めに、県の全ての所属における検査実施状況の調査を行った結果、200件の検査等を把握した。

(2) そのうち、検査実施数、事後指導の状況、話題性など下記の①～③を勘案して選定した26件の検査等に対して詳細調査を調査票及び実地調査により実施した。

① 検査等の実施数が年間250件以上の事務（検体検査等、検査内容が特殊なものは除く。）

② ①以外の事務で、事前調査結果において、改善通知等の指導事項が年間20件以

上あり、事後指導の状況等が不明な事務

- ③ ①又は②以外の事務で、ここ数年間で、県内で不祥事案が起こった事務又は県外で事件となった事務

詳細調査の対象となった26件の検査等は、次の表のとおりである。

表

詳細調査対象所属

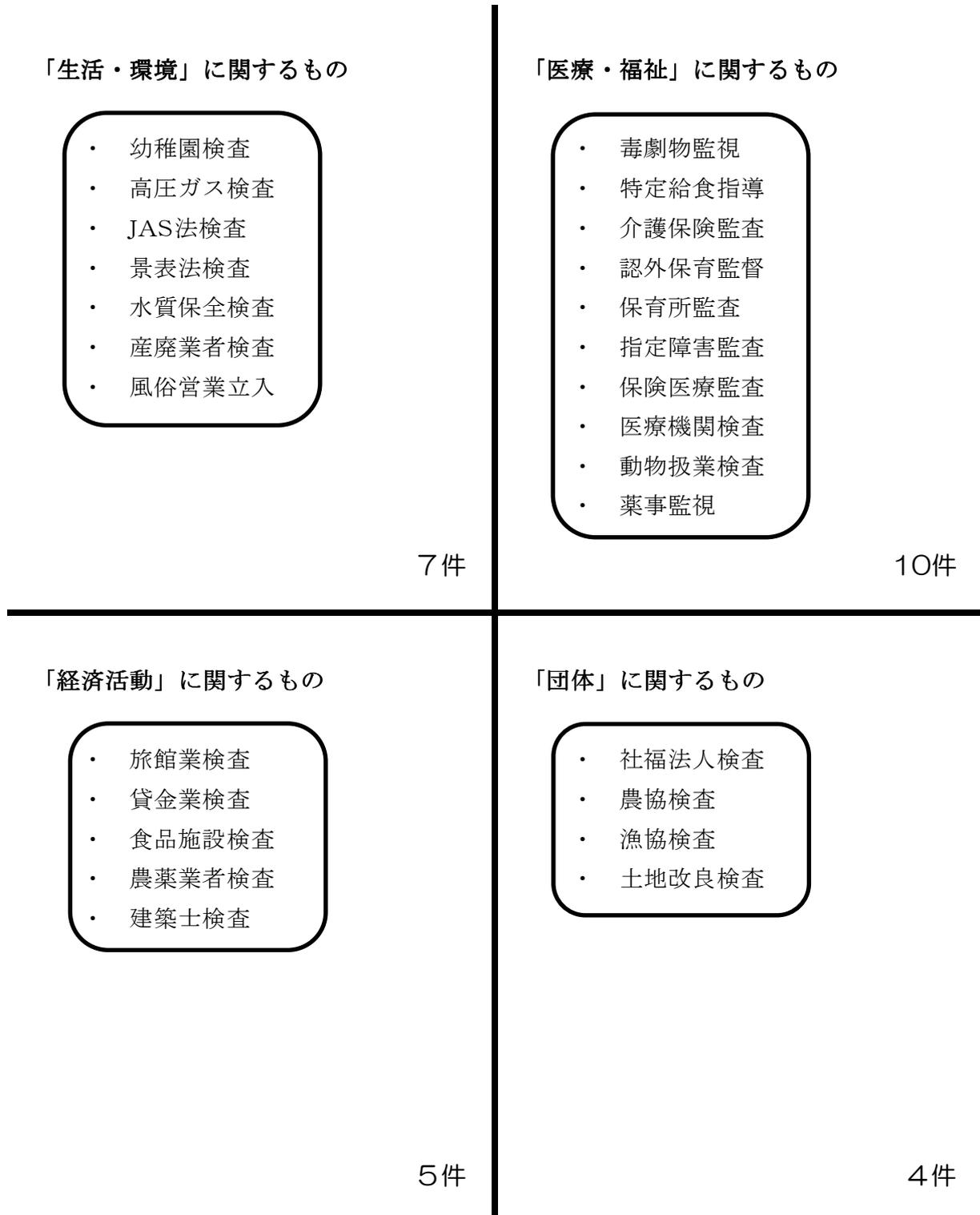
部局	対象所属	検査等の名称	略称	本庁所管課
政策部	小豆総合事務所	毒物劇物監視	毒劇物監視	薬務感染症対策課
		旅館業許可施設立入検査	旅館業検査	生活衛生課
総務部	総務学事課	私立学校振興助成法第12条に基づく経理検査 学校法人以外の幼稚園は上記に準じた検査	幼稚園検査	総務学事課
危機管理総局	危機管理課	高圧ガス保安法第62条第1項に基づく立入検査	高圧ガス検査	危機管理課
	くらし安全安心課	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する検査	JAS法検査	くらし安全安心課
		不当景品類及び不当表示防止に関する検査	景表法検査	くらし安全安心課
		貸金業者等の検査	貸金業検査	くらし安全安心課
環境森林部	環境管理課	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び香川県生活環境の保全に関する条例に係る特定事業場等立入検査	水質保全検査	環境管理課
	廃棄物対策課	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査	産廃業者検査※	廃棄物対策課
健康福祉部	健康福祉総務課	社会福祉法人指導監査	社福法人検査	健康福祉総務課
		特定給食施設等指導	特定給食指導※	健康福祉総務課
	長寿社会対策課	介護保険施設等実地指導・監査	介護保険監査	長寿社会対策課
	子育て支援課	認可外保育施設指導監督	認可外保育監督	子育て支援課
		保育所指導監査	保育所監査	子育て支援課
	障害福祉課	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査	指定障害監査	障害福祉課
	医務国保課	保険医療機関等の指導、監査	保険医療監査	医務国保課
	生活衛生課	食品関係施設立入検査	食品施設検査※	生活衛生課
	東讃保健福祉事務所	医療機関立入検査	医療機関検査	医務国保課
		動物取扱業者立入検査	動物取扱業者検査	生活衛生課
	中讃保健福祉事務所	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査	産廃業者検査※	廃棄物対策課
		薬事監視	薬事監視	薬務感染症対策課
	西讃保健福祉事務所	特定給食施設等指導	特定給食指導※	健康福祉総務課
		食品関係施設立入検査	食品施設検査※	生活衛生課
農政水産部	農政課	農業協同組合等の業務又は会計の状況の検査	農協検査	農政課
		水産業協同組合の業務又は会計の状況の検査	漁協検査	農政課
	農業経営課	農薬販売業者立入検査	農薬業者検査	農業経営課
	土地改良課	土地改良区等定期検査	土地改良検査※	土地改良課
	東讃土地改良事務所	土地改良区等定期検査	土地改良検査※	土地改良課
未部警察本部	建築指導課	建築士法に基づく建築士事務所の立入検査	建築士検査	建築指導課
	生活安全企画課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入り	風俗営業立入	生活安全企画課
合計 21所属		合計26件の検査等		

(注) 1 「略称」とは、本報告書内で記載を簡略化するために使用する呼称である。

2 ※印は、重複した検査を示したものである。

また、26件の検査等を、性質別に分類すれば、次の図のようになる。

詳細調査対象検査等の類型図



4 監査の主な着眼点

- (1) 検査等に係る実施要綱の整備状況は適切か。
- (2) 検査等に係る実施計画は作成されているか。
- (3) 検査等の執行体制は適切か。
- (4) 職員の検査等の技術レベル確保のための研修等を行っているか。
- (5) 検査等の執行内容は適切か。
- (6) 検査等の結果に対する措置状況等の確認は適切か。

第4 監査の結果及び意見

今回行政監査の対象として選定した26件の検査等について、調査票、関係書類やヒアリング等により確認・検証した結果、大部分の検査等においては国や県が定めた実施要綱等及び各検査等所属が策定した実施計画等に基づき、おおむね適切に実施されていたが、一部の検査等において、体制が整っていないため計画どおりに検査が実施されていないものや、自費で研修を受講しているもの等が見受けられた。

県では、平成7年度に策定した「香川県行政改革大綱」に基づき行財政改革を進め、「元気で全国一少数精鋭の県庁」づくりに努めてきたところであり、単に人員を増やして検査体制を拡充させることは困難な状況になっているが、検査体制を拡充させるべく努力している。

しかしながら、県内における少子高齢化の急速な進行や人口減少局面への転換、雇用情勢の悪化、県民ニーズの多様化・複雑化、地方分権の進展、東日本大震災を踏まえた大規模災害に備えるための対策の強化が求められるなど、取り巻く環境は大きく変化してきている。平成23年度に策定した「香川県行財政改革基本指針」においても、これまでの「量」中心の改革から、「量」の改革を維持・継続しつつ、「質」を中心とした改革に力点を移していくことにより、質の高い県民サービスの提供を目指すこととしている。

県が実施する検査等は、県民の安全・安心の向上、団体等の健全な運営の確保、各種分野の業務及び取引の適正化等を図るうえで、欠くことのできない重要な業務であることから、効果的・効率的な実施に向け、実施体制、実施方法等について常に見直しを行うことが必要である。

今回は検査等の一部を選定して監査したものであり、改善すべき事項が認められた検査等においては、速やかに改善に取り組み、今回選定した以外の検査等においても、その目的を十分に認識のうえ、実施状況について自ら検証し、不十分な点等があれば改善されたい。

1 提言

(1) 検査体制のあり方

検査部門の集約及び検査部門と指導部門の分離は、適正な検査を実行するうえ

で有用なものとなるため、常にこれらのことを念頭に置きながら検査体制を考えていくこと。

効果的・効率的な検査等を実施するため、検査部門はできるだけ集約するとともに、検査の透明性や客観性を確保するため、検査部門と指導部門とを分離することが望ましい。

農政課組合検査指導室では、農協検査、漁協検査及び森林組合等に対する検査を集約して実施している。検査部門の集約は、効率的に必要な人員を確保することができ、専門的知識の集積に役立つことから、例えば、現在も日程調整のうえ同時に検査を実施している健康福祉部の社福法人検査、特定給食指導及び介護保険監査を統合したりするなど、他の検査分野においてもできる限り集約化に努めることが望ましい。

漁協検査及び森林組合検査においては、検査部門を集約した結果、検査部門と指導部門が分離（別々の課が所管）されて、複数の観点からの検査・指導が行われている。

（２）検査力の向上

① 外部人材活用の推進

公認会計士、税理士などの外部の専門的知識を有する者の活用を検討すること。

財務監査など専門性が高い検査等においては、担当者の知識や経験不足により不適正な会計処理等を見落とすことを避けるため、検査等によっては、県内における人的資源を最大限に活用することを配慮しつつ、広く外部から専門的知識を有する者を嘱託職員などとして活用することも検討する必要がある。

農協検査においては、現在、銀行職員OBを嘱託職員として採用し、金融部門の検査の強化に努めている。

② 検査研修等の充実

検査担当職員のための研修を充実するとともに、税理士、簿記検定などの資格取得の促進を図るように検討すること。

検査等の質や検査担当職員の検査技術レベルを向上させるため、内部研修の実施、外部研修への参加など、研修等を充実させるとともに、検査担当職員の検査技術レベルの向上に必要である資格については、業務の一環として資格取得講座に参加させるなど、資格取得の促進を図る必要がある。

特に、法人等の検査においては、近年における様々な会計基準や会計制度の改正に伴い、企業会計をはじめとする各種会計制度の知識が不可欠であり、研修があれば受講したいという希望も多いことから、専門研修機関等が実施する研修の受講などにより、職員の知識・能力等の向上に努める必要がある。

税務担当職員が、業務の一環として簿記検定資格取得講座に参加している例がある。

(3) 検査結果の公表と検査成果のフォローアップ

県民生活の安全・安心に関わる検査にあっては、検査実施に支障のない限り検査結果を積極的に公表するとともに、検査の成果が遵守されているか継続的に確認する必要がある。

検査等の結果の概要等を公表することは、法令等に基づき県が行う検査等についての県民への説明責任を果たすとともに、各事業主体等へ情報提供をすることにより不適正事案の発生を抑止することにも繋がるため、個人・法人情報の保護や今後の検査等の実施に支障がない範囲で、できる限り広く公表することが望ましい。

また、検査結果の措置状況はすべての検査等で確認されていたので、引き続き確実に確認するとともに、検査の成果が後においても遵守されているか、フォローアップしていくことが再発防止のためにも重要である。

(4) 内部けん制機能についての検査の視点

検査対象の団体における監事の働きなど内部けん制、自浄能力が機能しているか、外部監査を導入しているなど内部検査の実効性確保の視点が重要である。

団体を含む法人等においては、経営、運営の責任はあくまで法人等自体にあるということを基本に、内部チェックや監事監査が確実に実施されているかなど、内部けん制が機能しているかという検査の実効性確保の視点を持つことが重要である。また、一定規模以上の法人等にあっては第三者による外部監査の導入を促進する必要がある。

提言をまとめると、次のようになる。

提 言

- (1) 検査体制のあり方
- (2) 検査力の向上
 - ① 外部人材活用の推進
 - ② 検査研修等の充実
- (3) 検査結果の公表と検査成果のフォローアップ
- (4) 内部けん制機能についての検査の視点

2 着眼点別の意見及び状況

(1) 検査等に係る実施要綱の整備状況について

[意見]

実施要綱が整備されていないため、整備する必要がある。(幼稚園検査)
平成23年度まで所管していた商工労働部が策定した県要領を使用しているため、危機管理総局で要領の改正を行う必要がある。(貸金業検査)

[状況]

(件)

	実施要綱の策定	実施要綱の公表		
		公表	一部公表	していない
している	25	15	2	8
していない	1	—	—	—

① 実施要綱の策定

実施要綱は、実施目的、実施方法及び終了後の措置等を定めたものである。調査対象26件のうち25件において、県独自で実施要綱等を定めるか、法令や国が策定した指針・要綱等を準用するなどおおむね適切に整備されていた。

幼稚園検査の1件において、恒常的なルールを定めた実施要綱がなく、毎年の検査実施通知で検査を実施しているため、実施要綱の整備を行う必要がある。

また、貸金業検査において、平成23年度まで所管していた商工労働部が策定した県要領を使用しているため、危機管理総局として要領の改正を行う必要がある。

② 実施要綱の公表

調査対象26件のうち、実施要綱を国、県及び関係団体のウェブページ等で公表しているものは15件、一部公表しているものは2件であった。

実施要綱については、検査等の公正・公平を期するためのものであるため、未整備のものを含めた残りの9件についても、積極的に公表することが望ましい。

(2) 検査等に係る実施計画の策定（公表）について

[意見]

検査等に係る実施計画を公表していないものについては、今後の検査等に支障があるなどの理由で公表することがふさわしくないものを除き、実施計画の公表を検討する必要がある。(実施計画を公表していないもの：幼稚園検査、高圧ガス検査、貸金業検査、水質保全検査、産廃業者検査、社福法人検査、特定給食指導、介護保険監査、認外保育監督、保育所監査、指定障害監査、保険医療監査、医療機関検査、薬事監視、毒劇物監視、旅館業検査、動物扱業検査、農協検査、漁協検査、土地改良検査、建築士検査、風俗営業立入の22件の検査等)

[状況]

(件)

	実施計画の策定				実施計画の公表		
	策定	重点項目	目標数	実施時期	重点項目	目標数	実施時期
している	25	18	22 (うち目標未達成2)	11	1	3	1
していない	1	8	4	15	—	—	—

※ 「している」には、部分的に計画・公表しているものを含む。

① 実施計画の策定

実施計画は、検査等の実施方法、検査等の実施場所、検査等の対象、検査等の実施目標回数、検査等の日程、検査等の重点目標等を定めるものである。

調査対象26件のうち、実施計画を策定しているものは25件であり、景表法検査は法令違反の疑いがある場合のみの検査であるため実施計画は策定していない。

② 実施計画や目標数の公表

実施計画を策定している25件のうち、県のウェブページで目標数を公表しているものは、JAS法検査、食品施設検査及び農薬業者検査の3件であった。

なお、県民等への情報提供の観点から、公表していないものについては、今後の検査等に支障があるなどの理由で公表することがふさわしくないものを除き公表について検討することが望ましい。

③ 計画達成度

検査等の目標数を計画している22件のうち、計画を達成していないものは水質保全検査、漁協検査の2件であった。

実施計画どおりの検査ができなかった原因は、水質保全検査については、急を要する苦情・事故の対応として、計画外の立入検査等を実施したためであり、漁協検査については、優先する農協検査に特に注力する必要があったためである。

(3) 検査等の執行体制について

[意見]

問題発生防止の観点から、全ての場合において、検査等は複数人で行うことが望ましい。(高圧ガス検査)

[状況]

検査等に従事する場合は、後で問題が発生しないよう、複数人で対応することが望ましい。

特に、高圧ガス検査については、許可種別にかかわらず1団体当たりの検査担当人員が1人であることが多いが、検査等に従事する場合は、後で問題が発生しないよう、複数人で対応することが望ましい。

(4) 職員の検査等の技術レベル確保のための研修等について

【意見】

検査等の効率的な実施、あるいは検査等の成果をさらに上げるため、内部研修の実施や外部研修への参加等、研修内容の充実を図る必要がある。(貸金業検査、認外保育監督、医療機関検査、建築士検査の4件の検査等)

【状況】

	内部研修	外部研修	その他の取組み	(件) 計(重複を除く。)
実施している	12	17	10	22
実施していない	14	9	16	4

① 内部研修

内部研修は、調査対象26件のうち12件で実施されており、そのうち2件は、年によって実施状況が異なっていた。また、内部研修を実施していなかったうち1件において、平成24年度はグループ内勉強会を実施していた。

内部研修は、より細やかな業務内容に対応できるものであり、実施していないものについては、実施することが望ましい。

② 外部研修

外部研修としては、調査対象26件のうち17件で国や関係機関が実施する研修に参加していた。また、外部研修に参加していなかったうち3件において、平成24年度は国が実施する研修に参加していた。

検査等の体制の強化のため、より専門性の高い外部研修に、できる限り参加することが望ましい。

③ その他の取組み

その他の取組みとしては、調査対象26件のうち10件において、関係団体が開催する講習会に講師として参加、担当者会や勉強会の開催、国が実施する検査への同行等が実行されており、検査等に必要な知識や技能の習得に努めていた。

④ 資格の取得

簿記検定3級養成講座、栄養士会の行う生涯学習研修等を、自主的に(自己負担で)受講しているものがあった。

(5) 検査等の執行内容について

【意見】

検査等の効率性、実効性及び統一性の確保のため、マニュアル又はチェックリストあるいはその両方が未策定のものについては、策定する必要がある。(幼稚園検査、高圧ガス検査、保育所監査、旅館業検査、動物扱業検査の5件の検査等)

【状況】

(件)

	マニュアル及びチェックリストを策定など	無通告検査	指摘基準等を策定	口頭指摘を記録	書面での復命・報告	書面による検査
している	21	17	24	23	25	1
していない	5	9	2	3	1	25

① マニュアルやチェックリストの策定

調査対象26件のうち5件において、マニュアル又はチェックリストあるいはその両方を策定していなかったか、内容が不十分であった。

検査等の効率性、実効性及び統一性の確保のため、マニュアルやチェックリストが未策定のものについては、策定することが望ましい。

② 無通告検査の実施

無通告検査を行っている17件のうち、原則無通告で検査等を行っているものは13件、通報や苦情の受理時に無通告で実施しているものが3件、2回目の検査に無通告で実施しているものが1件あった。

無通告検査は、不正行為の防止や早期発見の観点から有効な手法と考えられるので、調書等を事前徴収する必要のあるものや、責任者・担当者等の立会が必要なものなどを除き、可能な限り無通告で検査等を実施することが望ましい。

③ 指摘基準等の策定

指摘基準は、適否及び指摘区分（文書指摘、口頭指摘及びその他指摘等の区分）の判断基準を定めたもので、調査対象26件のうち24件が法令等に定めのあるもの、国の基準を活用しているもの又は県独自の基準を策定しているものであった。また、指摘基準等を策定していない2件は指摘区分を設けず全て文書指摘としているものであった。

④ 指導方法等

調査対象全てにおいて、検査等の際の指導、改善報告書の徴収や必要に応じた現地確認の実施など、おおむね適正に処理されていたが、うち3件については口頭指摘に関する記録がなかったので、記録を残しておくことが望ましい。

また、検査について書面での復命・報告がなされていないものが1件あったが、書面で復命・報告することが望ましい。

⑤ 書面による検査等の実施

調査対象26件のうち保育所監査の1件のみ、実地でなく書面による監査を一部実施（公立保育所に対し毎年実地監査と書面監査を交互に実施、私立保育所は毎年実地監査を実施）しているが、別途、設置主体である市町の保育所担当部局を対象として毎年実地検査を実施している。

(6) 検査等の結果に対する措置状況等の確認について

① 結果の公表

【意見】

安全・安心の確保をはじめとする県民への説明責任や不適正事案発生を抑止の観点から、個人・法人情報保護の観点や今後の検査等に支障がある等の理由で公表することがふさわしくない内容を除き、検査等の結果の概要や実施件数などについて、できる限り広く公表する必要がある。(公表等を全く行っていない検査等：幼稚園検査、貸金業検査、社福法人検査、農協検査、漁協検査、土地改良検査、建築士検査、風俗営業立入の8件)

(注) 社福法人検査は平成24年度に実施する検査から公表予定

[状況]

(件)

	計(何らかの公表等)	指導の内容を公表	検査や指導の件数を公表	年報・白書等に記載	行政処分の公表を予定
している	18	5	7	9	7
していない	8	21	19	17	19

検査等の結果に対する措置状況については、全ての検査等において確認できていた。

検査等の結果の県又は国のウェブページ等での公表状況については、調査対象26件のうち、指導内容等を公表しているものが5件、検査等の実施や指導の件数を公表しているものが7件あった。また、県の年報や白書などに検査等の実施件数を載せているものが9件、行政処分案件があれば公表することになっているものが7件あった。

検査等の結果の概要等を公表することは、県民への法令等に基づき県が行う検査等についての説明責任を果たすとともに、各事業主体等へ情報提供をすることにより不適正事案の発生を抑止することにも繋がるため、個人・法人情報の保護や今後の検査等の実行に支障がない範囲で、できる限り広く公表する必要がある。

② 結果の同業他事業者等への周知

[意見]

検査等の結果の概要等の同業他事業者等への周知についても、その範囲及び方法を含めて検討する必要がある。(貸金業検査、水質保全検査、社福法人検査、特定給食指導、認外保育監督、医療機関検査、薬事監視、毒劇物監視、食品施設検査、旅館業検査、土地改良検査、建築士検査、風俗営業立入の13件の検査等)

[状況]

検査等の結果や不適正事案の概要等について、関係機関の会議や研修会などを通じて同業他事業者等へ周知しているもの(部分的な周知を含む。)は17件であり、そのうち周知が不十分と思われるものが5件あった。また、同業他社への周知になじまないものが1件あった。

検査等の結果や不適正事案の概要等を同業他事業者等に周知することは、指摘事項と類似した内容の自主的な改善や、不適正事案の発生を防止するために有効な手段の一つであるため、その範囲及び方法を含め、周知について積極的に検討する必要がある。

3 検査等別の状況及び意見

検査等別の状況及び前述した「着眼点別の意見」以外の意見は、次のとおりであり、今後、検討する必要がある。

整理番号：1

検査・監査等名		私立学校振興助成法第12条に基づく経理検査 学校法人以外の幼稚園は上記に準じた検査	略称	幼稚園検査
検査等の概要	根拠法令等	私立学校振興助成法第12条及び附則抄第2条		
	目的及び内容	助成に関する業務、会計の状況に関する検査及び学校法人、教務等について、役職員に対するヒアリングを行いながら、関係帳簿、書類の検査を実施する。		
	対象	私立幼稚園		
	対象数	35施設（29法人34施設＋1個人1施設）		
	実施数	15施設		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	検査の頻度は、法令で定められていない。 ただし、補助金の検査は毎年実施。		
	所管部課	総務部総務学事課		
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 総務学事課3名 2 実施内容 1施設当たり総務学事課職員2～3名が、3時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、ほぼ毎年、グループ内研修として、経営支援課職員を講師に企業会計研修を3時間程度で実施している。また、初任者には必ず経験者が同行し、OJTを実施している。 外部研修として、平成24年度は、文部科学省が主催する学校法人監事研修会に参加している。 		
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の制定 制定していない。 2 実施計画の作成 総務学事課において作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：15施設 実施数：15施設（実施率100%） 4 実施時期 2年に1回は検査ができるよう、計画的にすべての私立幼稚園を検査するとともに、財務状況の悪い私立幼稚園は毎年検査を実施している。 		
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指摘基準等の設定 法律、例示基準及び通達の詳細な技術基準に基づき指摘を行う。 2 手法 事前に通告をして、教務関係の調書をあらかじめ徴求し、学校法人の自主検査用に作成した検査表を利用して実地検査を行っている。（検査用のチェックシートは、平成24年度に見直している。重点項目は設定していない。） 3 関係機関との連携 検査対象の負担を軽減するため、認定こども園（1施設）については、子育て支援課の検査日程と合わせて検査を実施する。 		

	<p>4 内部検査制度の調査 経理検査を実施しない年度については、幼稚園が自主検査を実施し、その結果の提出を求めている。</p> <p>5 検査方法の見直し 2年に1回の検査を実施していたが、財務状況の悪い園は毎年検査を実施し、経営改善計画を提出させている。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 実施結果の通知の起案を報告としている。</p> <p>2 実施結果通知方法 書面の郵送により通知している。</p> <p>3 結果の公表 公表していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 報告書を提出させ、その記載内容及び添付書類等で確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 学校法人関係、経理関係、教務関係、その他について、15施設全てに対して指摘を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 検査結果を分析し、不備事項の傾向等を取りまとめている。</p> <p>7 結果のフィードバック 毎年度末に開催している学校法人会計研修会で、「不備事項の傾向」として発表している。</p>
不適正事案への対応	ここ数年間、不適正事案等は発生していない。
その他	商工会議所が実施する簿記講習会に自費で参加している例がある。

個別意見	○簿記や財務諸表、学校法人会計基準などに関する研修の機会を確保する必要がある。
------	---

整理番号：2

検査・監査等名	高圧ガス保安法第62条第1項に基づく立入検査	略称	高圧ガス検査
検査等の概要	根拠法令等	高圧ガス保安法第62条第1項	
	目的及び内容	高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、県知事が必要があると認めるときに、高圧ガス事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する。	
	対象	高圧ガス製造者、貯蔵所の所有者及び販売業者等の工場、事業場 (第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、 販売業者、特定高圧ガス消費者)	
	対象数	576施設（超低温貯槽を有する第一種製造者29、耐震設計が必要な3t以上の貯槽を有する事業者137、販売業者410）	
	実施数	164施設（超低温貯槽を有する第一種製造者19、耐震設計が必要な貯槽を有する事業者137、販売業者4、事故を起こした事業者4）	
	法令・要綱等に基づく実施頻度	検査の頻度は、法令で定められていない。 ただし、当該検査とは別に、第一種許可業者に対する年1回の保安検査及び高圧ガス保安協会が実施する3年に1回の超低温貯槽の検査がある。	
	所管部課	危機管理総局危機管理課	
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 危機管理課3名 実施内容 1施設当たり危機管理課職員1名が、1時間程度で実施している。 実施職員に対する研修 内部研修としてグループ内で勉強会を開催するとともに、引継ぎ及びOJTを実施している。 また、外部研修として、経済産業省が主催する高圧ガス保安法研修（5日間）や法令改正の説明会等に参加している。 	
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 法令等に詳細な技術基準が定められているため制定していない。 実施計画の作成 危機管理課において作成している。 計画に対する実施状況 計画数：160施設 実施数：164施設（実施率102.5%） 実施時期 特に定めず、必要に応じて検査を実施している。 	
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 指摘基準等の設定 制定していない。（法律、例示基準及び通達の詳細な技術基準に基づく。） 手法 検査の効率化を図るため、事前に必要書類等を指示し、重点項目を定め、たうえで許可種別ごとのチェックシートを使用して実地検査を行っている。ただし、事故調査などの場合は、無通告で検査を行うことがある。 関係機関との連携 	

	<p>該当なし</p> <p>4 内部検査制度の調査 法令の「技術上の基準」で日常点検、保安教育等を実施することになっているため、その記録書類を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 立入検査による指導事項等の徹底を図るため、対象数が多く検査の機会が少ない販売業者の立入調査では、調査票に事業者に署名を求めたうえで写しを渡し、違反事項があった場合、その改善報告書の提出を課している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 検査表を復命書とし、1か月に1回決裁を取っている。</p> <p>2 実施結果通知方法 指摘は口頭が原則であるが、販売業者には検査表の写しを交付している。</p> <p>3 結果の公表 公表していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 超低温貯槽を持つ事業者及び販売業者は改善報告書の提出を求めている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 18件の口頭指摘及び12件の検査表写しの交付を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 違反事例の分析を行い、重点項目設定の参考としている。</p> <p>7 結果のフィードバック 高圧ガス保安協会が開催する保安係員講習（3年に1回の受講義務あり）で、違反事例を周知している。</p>
不適正事案への対応	<p>国からのタンクの震災対策に係る調査依頼があり、震災対策調査を実施するとともに、該当するタンクを所有する全事業者に立入検査を実施した。</p> <p>また、容器再検査時期を超過しているタンクローリーが使用されている案件を発見した際には、県内のタンクローリーを所有又は充填する全事業者に対し、直接、再発防止の周知を行った。</p>
その他	

個別意見	特になし
------	------

整理番号：3

検査・監査等名		農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する検査	略称	J A S 法検査
検査等の概要	根拠法令等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条		
	目的及び内容	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に必要な限度において、事務所等への立ち入り、帳簿、書類等を検査する。		
	対象	農林物資の製造・加工・輸入又は販売業者で、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が県内の区域内のみにある事業者		
	対象数	2,387施設（食品販売事業者：1,427施設、食品製造事業者：960施設）		
	実施数	347施設（食品販売事業者一般調査：311施設、食品販売事業者任意調査：26施設、食品製造事業者任意調査：11施設）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令に調査頻度の規定はない。		
	所管部課	危機管理総局くらし安全安心課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 平成23年度：県民活動・男女共同参画課及び農業生産流通課計25名 平成24年度：くらし安全安心課6名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、食品販売事業者一般調査は中国四国農政局高松地域センター職員2名及びくらし安全安心課職員2名以上、食品販売事業者任意調査はくらし安全安心課職員2名、食品製造事業者（任意調査のみ）はくらし安全安心課職員2名が、1時間～1日（対象により異なる）で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修は実施しておらず、引継ぎ及びOJTの実施や、照会があった際は、その回答と併せてグループ内で回覧し、情報を共有するように努めている。 また、初任者は、外部研修として中国四国農政局が事務局を務める中国四国地域食品表示監視連絡協議会が主催する中国四国地域食品表示行政担当者研修会に参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 マニュアル（非公表）及び県指針（非公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 一般調査について、年度初めに中国四国農政局高松地域センターとくらし安全安心課が協議し、作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：311施設（一般調査のみ） 実施数：347施設（一般調査＋任意調査、実施率111.6%）</p> <p>4 実施時期 一般調査は3～4年に1回</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 県指針（非公表）に定めている。</p> <p>2 手法 一般調査は無通告で、チェックシートを使用して、中国四国農政局高松地域センターが毎月設定する「生鮮食品の表示根拠確認品目」</p>		

	<p>等について実地検査を行っている。</p> <p>任意調査は、責任者が在席しているかを確認したうえ、マニュアルの「確認事項」に従い実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>一般調査について、中国四国農政局高松地域センターと共同で実施している。任意調査についても県から依頼して、共同で検査を行うこともある。</p> <p>また、個別の案件に応じて他法令所管課と連携するとともに、年2回香川県食品安全連絡会議食品表示部会を開催し、情報交換を行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査</p> <p>特に行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し</p> <p>法令等の改正があれば、マニュアルを見直している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命</p> <p>1件ごとに検査結果を報告し、決裁を受けている。</p> <p>2 実施結果通知方法</p> <p>指示は全て文書で行い、指導は文書又は口頭で行っている。</p> <p>3 結果の公表</p> <p>主な指導事項等について県のウェブページで公表している。また、指示をした場合は、公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法</p> <p>表示を訂正した包材などを送付してもらうとともに、販売店舗、商品について確認調査を実施している。</p> <p>5 指摘事項等の状況</p> <p>2件の文書指導及び15件の口頭指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等</p> <p>検査結果を取りまとめている。</p> <p>7 結果のフィードバック</p> <p>事業者団体の食品表示研修会で調査結果を説明し、適正な表示を行うよう指導している。</p>
不適正事案への対応	中国四国農政局高松地域センターと毎月1回連絡会を開催し、情報交換を行うとともに、翌月の調査実施店舗を決定している。
その他	平成23年度までは、県民活動・男女共同参画課及び農業生産流通課が共同で検査を行っていたが、平成24年度の組織改正に伴い新設された、暮らし安全安心課に一本化された。
個別意見	特になし

整理番号：4

検査・監査等名		不当景品類及び不当表示防止に関する検査	略称	景表法検査
検査等の概要	根拠法令等	不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項		
	目的及び内容	不当景品類及び不当表示防止法を施行するために必要があると認めるとき、事務所等への立ち入り、帳簿書類等进行检查する		
	対象	商業、工業、金融業その他事業を行う者		
	対象数	不明		
	実施数	21件		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令に検査頻度の規定はない。		
	所管部課	危機管理総局くらし安全安心課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 平成23年度：県民活動・男女共同参画課8名 平成24年度：くらし安全安心課6名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、くらし安全安心課職員2名が、1時間程度（対象により最大1日まで）で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 平成23年度までは内部研修・外部研修ともに実施・参加しておらず、引継ぎ及びOJTのみの対応であった。 平成24年度は、外部研修として消費者庁が主催する消費者庁所管法令執行担当者研修会に初任者1名が参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 事務処理要領等を制定している（非公表）</p> <p>2 実施計画の作成 法令違反の疑いがある場合のみの検査であるため、実施計画は作成していない。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：なし 実施数：21施設</p> <p>4 実施時期 計画なし。</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定されている。（非公表）</p> <p>2 手法 法令違反等があるとの情報を得た場合、責任者が在席しているかを確認したうえ、実地検査を行っている。（個別案件により調査項目が異なるため、チェックシートは設定できない。重点項目は設定していない。）</p> <p>3 関係機関との連携 都道府県には景品表示法違反事業者に対する措置命令の権限がないため、違反事業者に対して県が行う指示に従わない場合や繰り返しのおそれがある場合には、景品表示法第8条の規定により消費者庁長官に対して措置請求を行い、適切な措置をとるべきことを求めることができる。</p>		

		<p>4 内部検査制度の調査 実施していない。</p> <p>5 検査方法の見直し 実施していない。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 「事案受理簿」又は「相談受理簿」により受付、1件ごとに報告書を作成し決裁を受けている。</p> <p>2 実施結果通知方法 指示は全て文書で行い、指導は文書又は口頭で行っている。</p> <p>3 結果の公表 指示をした場合は、公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指示案件については排除措置完了報告書の提出を受けて現地で確認し、指導案件については適宜現地で確認調査を実施している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 5件の口頭指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 検査結果を取りまとめ、国へ件数等を報告している。</p> <p>7 結果のフィードバック 事業者団体の総会・研修会で調査結果を説明し、法令遵守に努めるよう指導している。</p>
不適正事案への対応		<p>不当景品類及び不当表示防止法に基づく検査は、国と県のどちらがどこへ立ち入りしてもいいので、国から情報が来ることはないが、県が探知した案件について、違反の範囲が広範囲に及ぶ場合は、消費者庁に情報提供している。</p> <p>また、同一案件に対し重複のおそれがあるときは、調査の効率化を図るため、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所及び他県と相互に連絡を密にすることになっている。</p>
その他	平成23年度までは、県民活動・男女共同参画課が検査を行っていたが、平成24年度の組織改正に伴い新設された、くらし安全安心課に移管された。	

個別意見	○県民からの情報提供に対し、原則として結果を本人に回答しないことから、結果を県のウェブページで公開するなど、県民への情報提供を検討する必要がある。
------	---

整理番号：5

検査・監査等名		貸金業者等の検査	略称	貸金業検査
検査等の概要	根拠法令等	貸金業法第24条の6の10		
	目的及び内容	貸金業者の法令等の遵守状況及び業務状況等を的確に把握し、その業務の適正な運営の確保及び資金需要者の利益の保護を図ることを目的とする。		
	対象	貸金業者（知事登録に係るもの）		
	対象数	9業者		
	実施数	7業者		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	3年周期を目途とする。（実施要領）		
	所管部課	危機管理総局くらし安全安心課		
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 平成23年度：経営支援課2名 平成24年度：くらし安全安心課2名 2 実施内容 1業者当たり、くらし安全安心課職員2名が、1日程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修は特に実施しておらず、引継ぎのみである。 外部研修として国が主催する研修はあるが、多忙のため過去も含めて参加できていない。		
	計画	1 実施要綱等の制定 実施要領及びマニュアル（ともに非公表）を制定している。（商工労働部作成のものを使用） 2 実施計画の作成 平成23年度：経営支援課が作成した。（全件実施） 平成24年度：作成していない。（実施予定なし） 3 計画に対する実施状況 計画数：9施設 実施数：7施設（実施率77.8%） 4 実施時期 2～3年に1回		
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 マニュアル（非公表）に定めている。 2 手法 無通告が原則ではあるが在否確認を行い、チェックシートを使用して実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 特になし 4 内部検査制度の調査 貸金業法の規定に基づき毎年度終了時に提出される業務報告書内に「自己チェックリスト」項目があり、そちらで確認している。 5 検査方法の見直し 平成25年度以降に検査のあり方を検討する予定である。		

結 果		<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 1 件ごとに検査報告書を作成し、課長に提出している。 2 実施結果通知方法 基本的には口頭、必要に応じて文書で指導している。 3 結果の公表 していない。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善状況について、書面を求めた場合は書面又は現地で、それ以外の場合は電話又は現地で確認している。 5 指摘事項等の状況 平成23年度は、指摘なし。 6 検査状況の総括・分析等 していない。 7 結果のフィードバック していない。
	不適正事案への対応	貸金業法が平成18年に改正され、平成22年までに段階施行された後は、事件は起こっていない。
その他	<p>平成21年の法改正により、登録要件及び金利制限が大幅に強化されたことから、登録業者数が大幅に減少している。</p> <p>平成23年度までは、経営支援課が検査を行っていたが、平成24年度の組織改正に伴い新設された、くらし安全安心課に移管された。その際、業務だけが移管され、担当者は異動しなかった。</p> <p>平成24年度は実施年度でないため検査を実施しておらず、公表案件もなかった。</p>	
個別意見	特になし	

検査・監査等名		水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び香川県生活環境の保全に関する条例に係る特定事業場等立入検査	略称	水質保全検査
検査等の概要	根拠法令等	水質汚濁防止法第22条第1項 香川県生活環境の保全に関する条例第126条第1項		
	目的及び内容	事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制し、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図るため、事業場へ立入検査（排水検査を含む）を実施する。		
	対象	法に規定されている特定事業場及び県条例に規定されている水質特定事業場（高松市内を除く）		
	対象数	3,478事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法に規定されている事業場：210、水質汚濁防止法及び香川県生活環境の保全に関する条例に規定されている事業場：3,268）		
	実施数	563事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法に規定されている事業場で環境管理課が実施したもの：19、同事業場で各保健福祉事務所等が実施したもの：154、水質汚濁防止法及び香川県生活環境の保全に関する条例に規定されている事業場で環境管理課が実施したもの：133、同事業場で各保健福祉事務所等が実施したもの：257）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1～5年に1回		
所管部課		環境森林部環境管理課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 環境管理課9名 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計22名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、環境管理課職員2名又は各保健福祉事務所職員2名若しくは小豆総合事務所職員2名が、1時間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修は、基本的には引継ぎ及びOJTの実施による対応であるが、年1回以上、事務所の担当者に対する勉強会を実施している。 また、外部研修として環境省が実施する水環境研修及び社団法人瀬戸内海環境保全協会が実施する瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムに毎年1人参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 マニュアル（非公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 年度当初に、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所が計画を作成し、環境管理課がとりまとめ、採水を伴う検査については分析機関との調整を行っている。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：717施設 実施数：563施設（実施率78.5%）</p> <p>4 実施時期 瀬戸内海環境保全特別措置法に規定されている事業場：原則年1回、水質汚濁防止法及び香川県生活環境の保全に関する条例に規定</p>		

	<p>されている事業場：1～5年に1回</p>
基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指摘基準等の設定 設定している。 2 手法 原則無通告で、重点項目を設定し、マニュアルに沿って、実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 該当なし。 4 内部検査制度の調査 排水の自主測定及びその結果の記録について検査時に確認するとともに、施設等の自主点検記録等があれば併せて確認している。 5 検査方法の見直し 排水検査の採水時の注意点等について、疑義が生じた都度、見直しを行い出先機関に周知している。
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 立入指導票を報告として所属長まで供覧している。 2 実施結果通知方法 立入指導票は立入検査時に手渡し、排水検査結果は送付している。 3 結果の公表 立入検査数を、環境白書（毎年作成）に掲載し、公表している。また、環境省が水質汚濁防止法等の施行状況を取りまとめ、毎年報告書を作成し公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 原則として、改善報告書の提出を求め、添付の分析結果証明書等で確認している。また、事案によっては再度立入検査を行っている。 5 指摘事項等の状況 176件の文書指導及び12件の口頭指導を行っている。 6 検査状況の総括・分析等 採水検査結果を分析し、業種や排水処理方法等の別による排水基準超過項目の傾向等を把握している。 7 結果のフィードバック 採水検査結果から、立入検査時に重点的にチェックする項目や改善すべき点等を、次年度当初の担当者会において周知している。事業者へのフィードバックは、行っていない。
不適正事案への対応	<p>県外で有害物質やその他化学物質が公共用水域に流出したことにより問題が発生した際には、水質汚濁防止法や PRTR 法等による届出状況を確認し、県内に当該物質を取扱う事業場があった場合は、聞き取り調査等を行い、同様の事案が発生することのないよう注意喚起をしている。</p>
その他	<p>高松市に所在する施設は、高松市環境指導課が対応している。</p>

個別意見	<p>特になし</p>
------	-------------

整理番号：7

検査・監査等名		産業廃棄物処理業者等に対する立入検査	略称	産廃業者検査
検査等の概要	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条		
	目的及び内容	廃棄物の適正処理及び生活環境の保全のため、処理業者、排出事業者等に対し立入調査を行う。		
	対象	産業廃棄物処理業者、排出事業者等		
	対象数	不詳（産業廃棄物処理業者は、延べ1,696業者）		
	実施数	2,206（廃棄物対策課産業廃棄物処理業者：133、廃棄物対策課排出事業者等：17、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所産業廃棄物処理業者：1,345、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所排出事業者等：711）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令に調査頻度の規定はない。		
	所管部課	環境森林部廃棄物対策課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 廃棄物対策課 8名 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計23名</p> <p>2 実施内容 1 施設当たり、廃棄物対策課職員 2名又は各保健福祉事務所職員 2名若しくは小豆総合事務所職員 2名が、1時間程度（対象により異なる）で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修は、基本的には引継ぎ及びOJTの実施による対応であるが、法令改正が行われた場合には、担当者会を開催し周知している。 また、外部研修として中国四国地方環境事務所が実施する研修会等に毎年参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 香川県産業廃棄物処理等指導要綱（公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 廃棄物対策課が行う検査は、通報や苦情等突発的な事案に対して実施するため、計画は策定していない。 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所が行う検査は、各事務所が毎月、産業廃棄物処理業者や処理施設等について計画し、廃棄物対策課に報告している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：1,648施設 実施数：2,206施設（実施率133.9%）</p> <p>4 実施時期 特に定めていない。法令違反等がある場合、随時実施。</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 法律が判断基準である。</p> <p>2 手法 原則無通告で、法令等に定める事項について、チェックシートを使用して実地検査を行っている。（重点項目は、設定していない。）</p> <p>3 関係機関との連携 事案によって、高松市環境指導課等と、合同で立入調査を実施し</p>		

		<p>ている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 調査していない。</p> <p>5 検査方法の見直し 平成21年度から、安定型最終処分場における埋立処理済産業廃棄物の掘り起こし検査を実施することとした。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 事業所ごとに機動班日誌を作成し、立入時の状況や指導状況等を記載し、報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 現場で口頭指導又は指導票を交付する場合や、後日、改善指示書等を交付する場合がある。</p> <p>3 結果の公表 立入検査数のみ各保健福祉事務所及び小豆総合事務所の「業務概要」に載せている。また、取消し又は事業停止に係るものは、公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善措置が終了した時点で、書面にて改善報告書を提出させ、それに基づき、現地にて履行確認を行っている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 45件の文書指導及び多数の口頭指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 個別の案件ごとに内容が異なるため、総括は難しい。</p> <p>7 結果のフィードバック 事業者へのフィードバックは、行っていない。</p>
	不適正事案への対応	環境省から通知があった場合は、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所に通知するとともに、毎年1回行っている事業者に対する周知会等で周知している。
その他	高松市に所在する施設は、高松市環境指導課が対応している。	

個別意見	特になし
------	------

整理番号：8

検査・監査等名		社会福祉法人指導監査	略称	社福法人検査
検査等の概要	根拠法令等	社会福祉法第56条第1項		
	目的及び内容	社会福祉法人が、社会福祉法人の経営主体として、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため実施する。		
	対象	社会福祉法人		
	対象数	126法人		
	実施数	109法人		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に調査頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部健康福祉総務課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 健康福祉総務課3名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、健康福祉総務課職員2名が、1日で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修は実施しておらず、詳しい引継書もないため、OJT及び過去の調書を見て自分で勉強している。 また、初任者は外部研修として国立保健医療科学院が主催する都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修に参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 県要綱（非公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 健康福祉部の各課が所管する社会福祉施設及び健康福祉総務課が所管する社会福祉法人に関する指導監査業務について、毎年度当初に健康福祉総務課が社会福祉施設等指導監査連絡調整会議を開催し、毎年度の実施方針・実施計画を策定している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：109法人 実施数：109法人（実施率100%）</p> <p>4 実施時期 1年に1回（法令違反等がある場合は随時実施）</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 県要綱（非公表）に定めているほか、平成24年度には指摘基準を策定している。</p> <p>2 手法 毎年重点項目を定め、予め指導監査関係資料を徴収したうえで、チェックシートを使用して実地に指導監査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 施設の負担を減らすため、法人本部がある施設について、各施設の所管課及び高松市が実施する施設監査と合同で実施している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 当該社会福祉法人の監事が作成した監査報告書を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 事前に徴収する指導監査関係資料の様式や、チェックシート等を</p>		

		見直し、指導監査がやりやすいよう、工夫している。
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 結果通知の起案をもって、復命を兼ねている。 2 実施結果通知方法 口頭指導を含め、全て文書により通知している。 3 結果の公表 監査結果は、公表していない。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書指導したものは、法人から提出を受けた改善報告書及び挙証資料の内容を確認している。また、口頭指導したものは、次回の指導監査時に確認している。 5 指摘事項等の状況 67法人162件の文書指導及び859件の口頭指導を行っている。 6 検査状況の総括・分析等 指導監査の内容を取りまとめている。 7 結果のフィードバック 平成24年度に実施した高松市を除く各市を集めた権限移譲のための説明会において、指導監査の実施状況と結果の概要を配付している。 	
不適正事案への対応		国・他県からの通知は、一切ないため、他県の情報は主に中国四国ブロック社会福祉法人等指導監査担当者会議などで得ている。 平成23年度に県内で発覚した社会福祉法人の不適正事案を受け、チェックシートを見直した。
その他		高松市に所在する施設は、高松市保健所が対応している。 平成25年4月から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行に伴い、中核市（高松市）以外の市へも社会福祉法人の所轄庁としての権限が移譲される。
個別意見		○今後、当該検査等に係る詳しい引継書を作成する必要がある。 ○簿記や財務諸表、社会福祉法人会計基準などに関する研修の機会を確保する必要がある。

整理番号：9

検査・監査等名		特定給食施設等指導	略称	特定給食指導
検査等の概要	根拠法令等	健康増進法第18条第1項第2号、第22条及び第24条第1項		
	目的及び内容	喫食者の栄養管理に努めるとともに県民の栄養状態の改善及び健康増進を図るため、必要な指導及び助言を行う。		
	対象	特定給食施設及びその他の給食施設		
	対象数	528施設（特定給食施設：280施設、その他の給食施設：248施設）		
	実施数	255施設（特定給食施設：148施設、その他の給食施設：107施設）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に定めはないが、県の指導マニュアル（非公表）に、特定給食施設は原則年1回、その他給食施設は原則2年に1回巡回指導することが定められている。		
	所管部課	健康福祉部健康福祉総務課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計11名 健康福祉総務課2名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、健康福祉総務課は職員1名が1日で、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所は職員1名が3時間で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、引継ぎ及びOJTの実施とともに、制度改正や大きな事件があったときには、従事者研修会を開催し、周知に努めている。 外部研修としては、(財)日本公衆衛生協会が主催する研修会を中心に、各栄養職員が毎年1回は研修に参加できるよう、予算を確保している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 香川県特定給食施設等指導要綱（公表）及び県指導マニュアル（非公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所は特定給食施設：年1回、その他給食施設：2年に1回実施できるよう計画するとともに、それぞれの事務所が個別指導の必要な施設を選定している。健康福祉総務課は社会福祉法人の監査に併せて実施している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：239施設 実施数：255施設（実施率106.7%）</p> <p>4 実施時期 特定給食施設は年1回、その他給食施設は2年に1回</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 県指導マニュアル（非公表）に定めている。</p> <p>2 手法 施設の栄養士の在席を確認し、チェックシートを使用して、各事務所で定めた重点項目を中心に、実地指導を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 検査対象の負担を軽減するため、医療監視、食品衛生監視指導、</p>		

		<p>障害福祉施設等指導監査等に合わせて指導を行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 年1回、栄養管理報告書の提出を求め、内容を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 担当者会で協議し、必要に応じ「指導要綱」、「指導マニュアル」、「栄養管理報告書」の見直しを行っている。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 特定給食施設等栄養指導票を相手方に送付する際、決裁を受けることとされている。</p> <p>2 実施結果通知方法 全て郵送による。</p> <p>3 結果の公表 立入検査数のみ各保健福祉事務所及び小豆総合事務所の「業務概要」に載せている。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善指導書を交付するのは、重篤なものに限られているため、主に現地調査により確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 705件の口頭指導（指導票送付）を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 各事務所に権限委譲しているため、各事務所から健康福祉総務課への報告は検査実績（数）のみであり、指摘内容ごとの集計はしていない。</p> <p>7 結果のフィードバック していない。</p>
	不適正事案への対応	国・他県等から情報提供された場合は、各事務所を通じて通知できる体制になっている。また、他事務所の状況については、担当者会で意見交換している。
その他	高松市に所在する施設は、高松市保健所が対応している。 (公社)香川県栄養士会が開催する生涯学習研修会等を担当者が各自で受講している。	

個別意見	○(公社)香川県栄養士会が開催する生涯学習研修会等を担当者が自費で受講しているが、業務で必要なものであれば、県が負担することも考える必要がある。
------	--

整理番号：10

検査・監査等名		介護保険施設等実地指導・監査	略称	介護保険監査
検査等の概要	根拠法令等	介護保険法第24条、第76条、第83条、第90条、第100条、第112条、第115条の7、老人福祉法第18条第2項、第29条第9項、社会福祉法第70条		
	目的及び内容	介護保険施設及び事業者等の支援を基本とし介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護保険施設等の運営について指揮監督を行うもの		
	対象	介護保険施設・居宅サービス事業者等		
	対象数	2,232団体（施設・居住系サービス245団体、居宅サービス1,987団体）		
	実施数	324団体（施設・居住系サービス123団体、居宅サービス201団体）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令・基準等において定められておらず、「香川県介護保険施設等指導実施要綱」において定めている。		
	所管部課	健康福祉部長寿社会対策課		
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 長寿社会対策課18名 実施内容 1 施設当たり、施設・居住系サービスは長寿社会対策課職員2～3名、居宅サービスは長寿社会対策課職員2名が、1日で実施している。 実施職員に対する研修 内部研修として、年度当初にグループ内で勉強会を行うとともにOJTを実施している。 外部研修として、国立保健医療科学院が主催する介護保険指導監督中堅職員研修に毎年3名が参加している。 		
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 県指導実施要綱（非公表）及び県監査実施要綱（非公表）を制定している。 実施計画の作成 毎年5月に長寿社会対策課が策定している。なお、社会福祉施設については、指導監査連絡調整会議において協議し健康福祉総務課が策定している。 計画に対する実施状況 計画数：230施設 実施数：324施設（実施率140.9%） 実施時期 施設・居住系サービスは概ね2年に1回、居宅サービスは概ね6年に1回 		
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 指摘基準等の設定 介護保険施設の指定基準が判断基準である。 手法 苦情・情報提供があった場合を除き、事前に「運営規程」、「勤務表」、「利用者の一覧表」等の提出を求め、年度ごとに定めている重点目標に沿って、サービス種別ごとに作成しているチェックシートを使用して実地指導を行っている。 		

	<p>3 関係機関との連携 虐待や返還金等が生じる可能性のある場合に、各保険者（高松市を除く市町）と合同監査しているほか、集団指導において、地域密着型サービスに関する説明を高松市介護保険課に、労働基準法に関する説明を香川労働基準局にしている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 全てではないが、業務管理体制の取り組みについて、聞き取りをしている。</p> <p>5 検査方法の見直し 居宅サービスについては、対象団体数が多いため、平成24年度から書面検査を部分的に導入している。また、省令・告示・通知等の内容を踏まえ、チェックリストを適時に修正している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 実地指導の内容をまとめて通知する際の起案を報告としている。</p> <p>2 実施結果通知方法 文書指導のものは、郵送している。</p> <p>3 結果の公表 主な指導事項等について県のウェブページで公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 書面及び挙証資料で行っている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 263件の文書指導及び44件の口頭指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 実地指導等の結果を集計している。</p> <p>7 結果のフィードバック 指導事項の多い項目については、集団指導を通じて、対象団体に周知・改善を指導している。</p>
不適正事案への対応	<p>非常災害対策に対応するため「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」を作成し、施設等における非常災害対策への取組みを促した。また、有料老人ホームにおいて高齢者虐待事案が発生したことから、全事業所について平成23、24年度に一斉に実地指導を行った。</p>
その他	<p>介護保険法が改正され、平成24年4月1日から介護保険事業所の指定等に関する事務が、県から指定都市・中核市に権限移譲されたことから、高松市内分は高松市に権限移譲された。（なお、介護保険施設については、従前から介護保険法施行規則第165条の6（中核市の特例）により高松市が処理していた。）</p>
個別意見	<p>特になし</p>

検査・監査等名		認可外保育施設指導監督	略称	認外保育監督
検査等の概要	根拠法令等	児童福祉法第59条第1項		
	目的及び内容	適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するために行う。		
	対象	①社団法人、医療法人、独立行政法人及び国立大学法人が設置する病院内保育所、②株式会社の設置する事業所内保育所、③有限会社、特定非営利活動法人及び個人の設置する届出対象認可外保育施設		
	対象数	37施設（①17施設、②3施設、③17施設）		
	実施数	54施設（①17施設、②3施設、③17施設×2回）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に定めはないが、国が出している技術的助言通知には、届出施設は「必ず年1回以上」、届出対象外施設は「できる限り立入調査を行うよう努力すること」とされている。		
	所管部課	健康福祉部子育て支援課		
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 子育て支援課3名 2 実施内容 1回目：1施設当たり子育て支援課職員3名が、2時間程度で実施している。 2回目：1施設当たり子育て支援課職員2名が、1時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修は実施しておらず、引継ぎ及びOJTのみである。 外部研修へも、参加していない。 		
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の制定 香川県認可外保育施設指導要綱（「香川県認可外保育施設指導監督基準」を含む。）（公表）を制定している。 2 実施計画の作成 概ね立入調査の1～2週間前頃、子育て支援課において作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：54施設 実施数：54施設（実施率100%） 4 実施時期 届出対象施設（③）は年2回、届出対象外施設（①、②）は原則年1回（法令違反等がある場合は随時実施） 		
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指摘基準等の設定 国が策定した評価基準（届出施設がこの基準を満たしていることを証明する県知事名の証明書があれば、消費税が非課税となる）を、全国共通で使用している。 2 手法 1回目は事前に通告し、チェックシートを使用して立入調査を実施し、2回目は無通告で立入調査を行っている。 3 関係機関との連携 該当なし 		

	<p>4 内部検査制度の調査 特に行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 平成23年度までは、口頭指導事項については今後の参考にしてもらうための助言として位置づけていたが、平成24年度からは、報告は求めないが対応を要するものとしての位置づけとした。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 1件ごとに復命書を作成し、課長に報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 受検者及び所在市町へ書面を郵送している。</p> <p>3 結果の公表 県HPに、調査実施年月日、指摘項目（分野）を掲載している。また、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合や、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、公表する。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書指摘事項について、監査結果の通知日より1か月以内の報告期限に間に合うものについては挙証資料の写しの添付を求め、報告期限に間に合わないものについては、翌年度の指導監査時に確認をしている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 16件の文書指導及び52件の口頭指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 立入調査の結果及びこれに応じて講じた措置は、翌年度以降の指導に当たっての留意事項として担当者間で共有できるよう、年度ごと、施設ごと、分野（運営、保育及び給食）ごとに、データベースとして整理保存している。</p> <p>7 結果のフィードバック 施設へのフィードバックは、行っていない。</p>
不適正事案への対応	平成14年に発生した施設長による園児殺害事件を契機に、平成18年から、届出対象施設への立入調査回数を2回に増やし、2回目の調査を無通告で実施することとした。
その他	高松市に所在する施設は、高松市こども園運営課が所管している。
個別意見	特になし

整理番号：12

検査・監査等名		保育所指導監査	略称	保育所監査
検査等の概要	根拠法令等	児童福祉法第46条第1項 児童福祉法施行令第38条		
	目的及び内容	保育所の設備及び運営が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉の適正かつ円滑な実施を確保するために行う。		
	対象	保育所		
	対象数	137か所（私立保育所：50か所、公立保育所：87か所）		
	実施数	138か所（私立保育所：51か所、公立保育所：87か所）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回以上		
	所管部課	健康福祉部子育て支援課		
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 子育て支援課7名 2 実施内容 1 施設当たり、私立保育所は子育て支援課職員4名、公立保育所は子育て支援課職員2名が、4時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修は、初任者について、マンツーマンで経理・運営の勉強会（半日～1日）及び経理・運営のOJT（各1日）を実施している。 外部研修には、参加していない。		
	計画	1 実施要綱等の制定 香川県保育所指導監査等実施指針（公表）を制定している。 2 実施計画の作成 指導監査連絡調整会議において協議し、子育て支援課が策定している。 3 計画に対する実施状況 計画数：137か所 実施数：138か所（実施率100.7%） 4 実施時期 私立保育所は1年に1回 公立保育所は現地と書面を交互に1年に1回、設置者（市・町）は1年に1回		
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県基準（非公表）を設定している。 2 手法 原則、監査を実施する前々月に通知し、重点項目及び事前に徴求した指導監査調書を参考に、チェックリストを使用して、実地監査を行っている。 3 関係機関との連携 健康福祉総務課が社会福祉法人指導監査を実施する際に、法人本部のある施設について同時に監査している。 4 内部検査制度の調査		

		<p>保育所保育指針に基づく保育士の自己評価について、チェックリストに基づきチェックしている。</p> <p>5 検査方法の見直し 平成23年度に監査チェックリストを見直している。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 1件ごとに復命書を作成し、課長に報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 受検者及び所在市町へ書面を郵送している。</p> <p>3 結果の公表 公表していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書指摘事項について、監査結果の通知日より1か月以内の報告期限に間に合うものについては挙証資料の写しの添付を求め、報告期限に間に合わないものについては、翌年度の指導監査時に確認をしている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 311件の文書指導及び483件の口頭指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等</p> <p>① 指導監査の結果及びこれに応じて講じた措置（以下「監査結果等」という。）は、翌年度の指導監査の実施の方針の決定に資するよう、年度ごとに、相当程度に具体的な指導監査の項目ごとの件数が把握できるように整理している。</p> <p>② 毎年度4月末までに、前年度の監査結果等を分析し、その総括を行っている。</p> <p>③ 毎年度5月末までに、保育行政の動向及び前項の規定による前年度の指導監査の総括の内容を踏まえ、当該年度において重点的に指導監査を実施する事項を定める指導監査実施方針を決定している。</p> <p>7 結果のフィードバック 前年度の指導監査の総括の概要及び当該年度の指導監査実施方針を、市町の保育事務の担当者の連絡のための会議や保育所関係団体の会議において周知している。</p>
	不適正事案への対応	感染症が発生した場合、薬務感染症対策課を通じて連絡があるので、市町を通じて保育所へ通知するとともに、実施方針に反映している。
その他		高松市に所在する施設は、高松市こども園運営課が所管している。
個別意見		特になし

検査・監査等名		指定障害福祉サービス事業者等の指導監査	略称	指定障害監査
検査等の概要	根拠法令等	障害者自立支援法第11条第2項、第48条 児童福祉法第46条第1項		
	目的及び内容	自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図る。		
	対象	指定障害福祉サービス事業者、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）		
	対象数	98施設（通所：63施設、入所：35施設）		
	実施数	63施設（通所：26施設、入所：37施設）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部障害福祉課		
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 障害福祉課6名 2 実施内容 1施設当たり障害福祉課3名が、1日程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修は、グループ内で簡単な簿記研修会を行っているが、主に引継ぎとOJTによる。 なお、新任者は、外部研修として国立保健医療科学院が主催する都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修に、必ず参加している。 		
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の制定 指定障害福祉サービス事業者等指導指針（公表）を使用するとともに、社会福祉施設等指導監査要綱（非公表）を制定している。 2 実施計画の作成 関係各課と調整のうえ障害福祉課が作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：55施設 実施数：63施設（実施率114.5%） 4 実施時期 入所施設は1年に1回実地指導。 通所施設は原則2年に1回実地指導で、実地指導において文書指摘があれば翌年も実地指導、文書指摘がなければ翌年は集団指導。 		
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指摘基準等の設定 県独自のものは設定していないが、指定障害福祉サービス事業者等指導指針（国の指針、公表）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（国の省令、公表）に基づいている。 2 手法 原則として、事前に県独自の監査調書を提出させ、重点項目を定め、たうえで県独自のチェックシートを使用して実地検査を行っている。なお、施設運営について基準違反が疑われる通報等があった場合は、無通告で監査を実施している。 		

	<p>3 関係機関との連携 健康福祉総務課、子育て支援課、障害福祉相談所、小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所及び高松市と、利用者処遇、給食、精神保健福祉及び自立支援給付等について連携し、監査を実施している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 法人の会計基準に基づく経理規程に沿った運営が行われているかを確認するため、内部経理監査体制等を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し チェックリストを毎年見直している。また、平成23年度に健康福祉部内のプロジェクトチームで「効率的な監査の実施」を目的に検討を行った。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 障害福祉課、子育て支援課及び障害福祉相談所の職員の連名で復命している。</p> <p>2 実施結果通知方法 口頭指摘を含め全て書面を郵送している。</p> <p>3 結果の公表 指導監査結果は公表していないが、勧告、命令を行った場合は、障害者自立支援法等に基づき必要に応じ公表、公示を行う。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善措置の具体的な内容が不明な場合には追加資料の提出を求める。必要に応じ、現地に出向いて又は次回の指導監査において確認する。</p> <p>5 指摘事項等の状況 45事業者に対し、39件の文書指摘及び590件の口頭指摘を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 集計はしていないが、年間で指摘が多かった事項や今まで気付いていなかったポイント、時流に乗ったポイント等を、傾向として把握している。</p> <p>7 結果のフィードバック 翌年度のチェックリスト作成時に反映させるとともに、集団指導の際に過去の指導事例として取り上げ、指導を行っている。</p>
不適正事案への対応	厚生労働省から注意喚起を促すような特段の通知があった場合には、監査の重点項目に加える等の対応が考えられる。
その他	高松市に所在する施設は、高松市が対応している。

個別意見	○簿記や財務諸表、社会福祉法人会計基準などに関する研修の機会を確保する必要がある。
------	---

整理番号：14

検査・監査等名		保険医療機関等の指導、監査	略称	保険医療監査
検査等の概要	根拠法令等	国民健康保険法第41条、第45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条		
	目的及び内容	保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として、四国厚生支局が主導で指導・監査を行っている。		
	対象	保険医療機関、保険薬局		
	対象数	1,779か所（保険医療機関（医科）：814か所、保険医療機関（歯科）：478か所、保険薬局：487か所）		
	実施数	123か所（保険医療機関（医科）：46か所、保険医療機関（歯科）：36か所、保険薬局：41か所）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部医務国保課		
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 医務国保課 9名 実施内容 国と県の両方に検査権があるため、1か所当たり、四国厚生支局職員3～5名及び医務国保課職員1～2名が、2～6時間程度で実施している。 実施職員に対する研修 内部・外部とも研修等は実施しておらず、引継ぎだけの対応である。平成24年度は、内部研修としてグループ内勉強会を実施するとともに、外部研修として国が実施する研修に参加している。 		
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 国主導で指導監査を実施しているため、県独自のものは制定していないが、国の指導大綱（公表）及び監査要綱（公表）を使用している。 実施計画の作成 保険医療機関等の診療科目ごとに「四国厚生支局指導対象医療機関等選定委員会」が指導対象を選定している。 計画に対する実施状況 計画数：124か所 実施数：123か所（実施率99.2%…計画中1か所廃止のため実質100%） 実施時期 国が定める指導大綱・監査要綱の選定基準に従い、前年度末に「四国厚生支局指導対象医療機関等選定委員会」において指導対象を選定し計画的に実施している。また、情報提供等があり指導の必要性が認められた場合は選定委員会を開催し指導対象の選定を行っている。 		
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 指摘基準等の設定 県独自のものは設定しておらず、国の指導大綱（公表）及び監査要綱（公表）に基づき実施している。 手法 		

	<p>四国厚生支局が事前に通告し、レセプト等の必要書類を事前に入 手し、四国厚生支局が準備したチェックシートに従い、調査を行っ ている。</p> <p>3 関係機関との連携 厚生労働大臣又は都道府県知事は、国民健康保険法及び高齢者の 医療の確保に関する法律において、保険医療機関等に対し指導、報 告等の徴収を行うことができると定められている。なお、厚生労働 大臣は、上記の法律に加え健康保険法及び船員保険法に基づき社会 保険に対しても指導・監査権限を持っているため、業務を連携して 行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 結果については、四国厚生支局から（写）が事務連絡にて送付さ れ、内容を確認・供覧後、保存している。</p> <p>2 実施結果通知方法 四国厚生支局が、県と連名で書面通知している。</p> <p>3 結果の公表 処分があったときのみ、四国厚生支局長が公表する。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 四国厚生支局が確認を行っている。 また、指導結果によっては、次年度の指導対象に選定され、改善 状況を確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 258件の文書指摘を行っている。（口頭指摘数は不明。）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 指導・監査を行った年度末に「四国厚生支局指導対象保険医療機 関等選定委員会」において統括・分析を行っている。</p> <p>7 結果のフィードバック 「改善を求めた主な指摘事項」として、四国厚生支局が公表して いるウェブページを周知している。</p>
不適正事案へ の対応	国から通知が発出され対応を行う。
そ の 他	
個 別 意 見	特になし

整理番号：15

検査・監査等名		医療機関立入検査	略称	医療機関検査
検査等の概要	根拠法令等	医療法第25条		
	目的及び内容	病院等の医療機関が医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院及び診療所を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。		
	対象	非公立病院、診療所、助産所		
	対象数	720施設（非公立病院：45施設、有床診療所：71施設、無床診療所：369施設、歯科診療所：235施設）		
	実施数	174施設（非公立病院：45施設、有床診療所：27施設、無床診療所：64施設、歯科診療所：38施設）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に検査頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部医務国保課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計42名</p> <p>2 実施内容 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所において、1施設当たり、非公立病院の検査は5名～7名が2.5～3時間で、有床診療所の検査は5名が1.5～2時間で、無床診療所の検査は3名～4名が0.5～1.5時間で、歯科診療所の検査は3名～4名が0.5～1時間で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 平成22年度、長年立入検査を担当していた中讃保健福祉事務所の保健師が定年で退職する前に、担当職員を集めて研修会を実施したことはあるが、通常の研修は内部・外部とも実施していない。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 香川県医療機関立入検査要綱（公表）及び県マニュアル（非公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 医務国保課が年度当初に立入検査の実施について通知し、それに基づき各保健福祉事務所及び小豆総合事務所が計画している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：171施設 実施数：174施設（実施率101.8%）</p> <p>4 実施時期 病院：1年に1回、有床診療所：3年に1回、無床診療所：5年に1回、歯科診療所：5年に1回</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 香川県医療機関立入検査要綱（公表）及び県マニュアル（非公表）による。</p> <p>2 手法 約1か月前に検査日を打ち合わせ、病院については毎年6月1日現在の「施設表」を徴求したうえ、マニュアル及びチェックリスト</p>		

		により実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 特になし 4 内部検査制度の調査 大きな病院は、安全管理委員会の設置が義務づけられているので、体制・研修・計画等をチェックリストにより検査している。 5 検査方法の見直し 国や他県に追従し、平成24年度に放射線関連の調査票を追加した。
結 果		1 報告・復命 チェックリストを取りまとめ、「立入検査表」を作成し、復命している。 2 実施結果通知方法 文書指導については、書面を郵送している。 3 結果の公表 立入検査数のみ各保健福祉事務所及び小豆総合事務所の「業務概要」に載せている。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善内容・時期・方法を「改善計画書」により報告させるとともに、必要に応じて説明資料を添付させている。(現場確認は、次回検査時に行っている。) 5 指摘事項等の状況 385件の文書指導及び459件の口頭指導を行っている。 6 検査状況の総括・分析等 毎年度、検査終了後に指摘事項等の数を項目ごとに集計し、次年度の重点事業として対応している。 7 結果のフィードバック 歯科医師会が開催する「歯科診療所立入検査に関する連絡会」で、検査実績及び主な指導事項を説明している。
不適正事案への対応		国からの情報提供はない。平成23年9月に山梨県で発生した「小児RI検査における放射性医薬品の過剰投与問題」に伴い、管内で同様な検査を行う医療機関の状況確認と使用状況を確認した
その他		高松市に所在する施設は、高松市保健所が対応している。

個別意見	特になし
------	------

整理番号：16

検査・監査等名	薬事監視	略称	薬事監視
検査等の概要	根拠法令等	薬事法第69条	
	目的及び内容	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行い、保健衛生の向上を図るため、薬事法に基づく許可施設に対して立ち入りを行い、構造設備又は帳簿書類等の確認を行うことにより、法令基準との適合性を検査する。	
	対象	薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等	
	対象数	2,414施設（大臣許可の2施設を除く。また、医薬品を業務上取り扱う施設、医薬部外品販売業、医薬部外品を業務上取り扱う施設、化粧品販売業、化粧品を業務上取り扱う施設及び医療機器を業務上取り扱う施設の数とは不明であるため、含まれていない。）	
	実施数	1,794施設	
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。	
	所管部課	健康福祉部薬務感染症対策課	
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計9名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり各保健福祉事務所及び小豆総合事務所職員1～2名が0.5～1時間で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、初任者向けの研修はないが、監視員は、薬事法で薬剤師等又は薬事行政事務経験など資格要件が定められており、薬事監視員の研修会やOJTで指導しているため、特に支障は出ていない。 外部研修としては、厚生労働省が主催する研修会や公益社団法人日本薬剤師会が主催する講演会等に参加している。</p>	
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 国の「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」（公表）、「薬事監視指導要領」（公表）のほか、県要領（非公表）を制定している。また、香川県GMP/QMS調査品質管理システム基準書（閲覧可、薬務感染症対策課が使用）を作成している。</p> <p>2 実施計画の作成 薬局、店舗販売業等、卸売販売業及び医療機器等販売業・賃貸業の許可（6年）の更新に伴う検査を計画している。その他、厚生労働省からの通知を受け、毎年薬務感染症対策課が作成する医薬品等一斉監視指導要領及び医療機器等一斉監視指導要領に基づき、許可施設の25%（平成23年度は改正法施行などにより30%）を目標に定め検査を実施している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：374施設（許可更新時検査：125施設、医薬品一斉監視：191施設、医療機器一斉監視：58施設） 実施数：1,794施設（計画数には医薬品を業務上取り扱う施設、医薬部外品販売業、医薬部外品を業務上取り扱う施設、化粧品販売業、化粧品を業務上取り扱う施設、管理医療機器販売業（届出事業</p>	

	者)及び医療機器を業務上取り扱う施設の数が含まれていないため、計画数に対応する実施数は470施設、実施率125.6%) 4 実施時期 年間を通じ、許可更新(6年)に係る検査を実施している。また、7月～10月を医薬品一斉監視指導期間、10月～2月を医療機器一斉監視指導期間に定め、重点的に立入検査を行っている。
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 設定している。 2 手法 新規許可時及び薬局の更新許可時検査以外は無通告で、一斉監視用に定めたチェックシート及び重点項目を使用して、実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 国(厚生支局)が覆面調査を実施し、その結果を県に通知、県が指導している。 4 内部検査制度の調査 製造・管理又は適正販売・管理に関する手順書等の確認及び自主点検表の提示を求めている。 5 検査方法の見直し 中讃保健福祉事務所のみ3年ごとに見直しを実施している。
結 果	1 報告・復命 施設ごとの調査票(審査表)に監視員がチェック及び押印し、決裁を受けている。 2 実施結果通知方法 検査実施時に、口頭又は文書(指導票)交付による。 3 結果の公表 各保健福祉事務所等の「業務概要」で監視指導施設数、違反発見施設数及び処分件数を公表しているほか、県下の立入件数・文書指導件数等を厚生労働省がウェブページ上で公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善報告書等を徴収し、再度、検査等を行い確認している。(軽微なものについては、電話連絡等で報告を受け、次回検査時に確認) 5 指摘事項等の状況 30件の文書指導(指導票交付)を行っている(口頭指導は未集計)。 6 検査状況の総括・分析等 厚生労働省が一覧表にまとめて、公表している。 7 結果のフィードバック していない。
不適正事案への対応	国から薬務感染症対策課に通知があり、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所に通知・指示することになっている。
その他	製造販売業、製造業、医療機器修理業、配置販売業及び配置従事者については、薬務感染症対策課が検査を行っている。
個別意見	○事務所間で指摘内容が異なることがないよう、薬事監視委員会において、情報交換や意見交換を行うなど、検査基準や指摘内容等の統一を図る必要がある。

整理番号：17

検査・監査等名		毒物劇物監視	略称	毒劇物監視
検査等の概要	根拠法令等	毒物及び劇物取締法第17条		
	目的及び内容	毒物及び劇物について保健衛生上の見地から必要な取締りを行うため、毒物及び劇物取締法に基づく登録施設等に対して立ち入りを行い、帳簿その他物件の検査・確認を行うことにより、法令基準との適合性を検査する。		
	対象	毒物劇物製造業・輸入業・販売業、業務上取扱者、特定毒物研究者・使用者等		
	対象数	593施設		
	実施数	401施設		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部薬務感染症対策課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計9名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所職員1～2名が0.5～2時間で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、初任者向けの研修はないが、監視員は、毒物及び劇物取締法で薬剤師等又は薬事行政事務経験など資格要件が定められており薬事監視員会の研修やOJTで指導しているため、特に支障は出ていない。 外部研修としては、公益社団法人日本薬剤師会が主催する講演会等に参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 国の毒物劇物監視指導指針（公表）のほか、県要領（非公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所において、製造業・輸入業（5年）及び販売業（6年）の登録の更新に伴う検査を計画している。その他、毎年薬事感染症対策課が作成する毒物劇物取扱者重点監視指導要領に基づき、毒物劇物製造者については全施設、毒物劇物販売業者については管内登録業者の20%を目標に検査を実施している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：286施設（登録更新時検査：155施設、製造業・輸入業重点監視：27施設、販売業重点監視：106施設） 実施数：393施設（実施率120.9%）</p> <p>4 実施時期 年間を通じ、登録更新（製造業・輸入業：5年、販売業：6年）に係る検査を実施している。また、6～9月を毒物劇物取扱者重点監視指導期間に定め、重点的に立入検査を行っている。</p>		
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定		

		<p>設定している。</p> <p>2 手法 新規登録時検査以外は無通告で、重点監視指導用に定めた調査票及び重点項目を使用して、実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 農業試験場病害虫防除所と農薬取締法に基づく立入指導について、警察署・消防署と危険物車両の取締りについて、それぞれ連携し検査を実施している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 販売業のみ、帳簿チェックの確認をしている。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 施設ごとに調査票等を作成・添付のうえ、復命している。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査実施時に、口頭又は文書（指導票）交付による。</p> <p>3 結果の公表 各保健福祉事務所等の「業務概要」で監視指導施設数、違反発見施設数及び処分件数を公表しているほか、県下の立入件数・文書指導件数等を厚生労働省がウェブページ上で公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善報告書等を徴収し、再度、検査等を行い確認している。（軽微なものについては、電話連絡等で報告を受け、次回検査時に確認している。）</p> <p>5 指摘事項等の状況 14件の文書指導（指導票交付）を行っている。（口頭指導は集計していない。）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 薬務感染症対策課で指導票を集計している。</p> <p>7 結果のフィードバック 農業経営課と合同で、農薬販売業者及び農薬使用者を集めて農業危害防止講習会を開催し、過去の違反事例を説明している。</p>
	不適正事案への対応	国から薬務感染症対策課に通知があり、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所に通知・指示することになっている。
その他		

個別意見	○事務所間で指摘内容が異なることがないよう、薬事監視員会において、情報交換や意見交換を行うなど、検査基準や指摘内容等の統一を図る必要がある。
------	--

整理番号：18

検査・監査等名		食品関係施設立入検査	略称	食品施設検査
検査等の概要	根拠法令等	食品衛生法第28条、第30条、第62条第1項及び第3項		
	目的及び内容	食品関係施設及び食品の衛生状態（施設自体及び食品の取扱状況等）を確認するため、立入検査を行う。		
	対象	食品関係施設（食品の製造・販売施設、集団給食施設等）		
	対象数	20,115施設（許可を要する施設：12,852施設、許可を要しない施設：7,263施設）		
	実施数	18,005施設（許可を要する施設：11,156施設、許可を要しない施設：6,849施設）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部生活衛生課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 生活衛生課、各保健福祉事務所、小豆総合事務所及び食肉衛生検査所計64名</p> <p>2 実施内容 1 施設当たり、生活衛生課、各保健福祉事務所、小豆総合事務所及び食肉衛生検査所職員1～2名で実施している。（所要時間は、施設により異なるが、許可を要する施設で通常0.5時間～7時間（2日間の場合もある）、許可を要しない施設で0.5時間～4時間程度。）</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、毎年食品衛生監視員研修会を開催している。外部研修としては、四国4県食品衛生監視員研修会及び全国食品衛生監視員研修会に参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 食品衛生法施行規則（公表）のほか、食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例（県条例・公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 生活衛生課において、毎年、香川県食品衛生監視指導計画を作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：16,900施設 実施数：18,005施設（実施率106.5%）</p> <p>4 実施時期 施設の内容により5区分し、標準監視指導回数をそれぞれ「1年に3回」、「1年に2回」、「1年に1回」、「2年に1回」及び「毎日実施」と定め、実施している。</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 食品衛生法施行規則（公表）のほか、食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例（県条例・公表）に設定されている。</p> <p>2 手法 無通告で、チェックシートを使用して、実地検査を行っている。なお、夏季及び年末の「一斉取締り期間」においては、国が指定した業種について重点項目を設定して検査している。</p>		

	<p>3 関係機関との連携 毎年度国が実施する食品衛生法に基づく査察に同行している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 立入検査時に、自主検査結果、製造記録（工場）等を確認するとともに、品質保証部門や品質管理部門を持っているところはその記録を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 四半期ごとに開催している食品衛生業務打合せ会において、提案があれば見直している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 許可時の検査については、検査結果を食品衛生許可台帳に記載し決裁している。それ以外は、問題があった場合のみ報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査実施時に、口頭又は文書（指導票・監視票）交付による。</p> <p>3 結果の公表 主な指導事項等について県のウェブページで公表するとともに、立入検査数のみ各保健福祉事務所及び小豆総合事務所の「業務概要」に載せている。また、法令違反で行政処分を行った場合は、公表する。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指導票を交付したものについては、必ず現地確認をしている。また、法令違反の場合は、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所から、生活衛生課あてに改善済の通知をすることとしている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 218件の文書指摘（指導票交付）を行っている。（口頭指導数は不明。）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 毎年度取りまとめて、食品衛生監視員の資料としている。</p> <p>7 結果のフィードバック 食品衛生協会が主催し食品衛生責任者等が参加する許可更新時講習会の冒頭に、保健所からの通知等をしている。</p>
不適正事案への対応	重大な案件は、厚生労働省から生活衛生課に連絡があり、生活衛生課の指示で各保健福祉事務所及び小豆総合事務所が対応する。
その他	高松市に所在する施設は、高松市保健所が対応している。 検査対象、検査計画及び検査実施件数は、全て延べ数である。（例えば、スーパーマーケットは複数の許可施設の集合体であり、冷凍食品工場は冷凍食品製造業という業種はないため、めん類製造業・そうざい製造業・菓子製造業等の施設の集合体となる。）
個別意見	<p>○検査実施数が非常に多いので、適正な検査の実施を確保しつつ、常に効率的かつ合理的な実施方法の改善に努める必要がある。</p> <p>○許可台帳に検査実施状況記載欄を設けるなど、検査実施状況を記録するよう改善する必要がある。</p>

検査・監査等名		旅館業許可施設立入検査	略称	旅館業検査
検査等の概要	根拠法令等	旅館業法第7条第1項		
	目的及び内容	旅館業営業施設における危害の防止及び衛生管理の徹底を図るため、施設への立入指導を行う。		
	対象	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿施設		
	対象数	468施設		
	実施数	139施設		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部生活衛生課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計17名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所職員1～2名が1時間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、引継ぎのみで検査担当者向けの研修会は行っていないが、担当者会を年3回開催している。また、生活衛生課と高松市が共同で、レジオネラ症予防対策事業入浴施設の衛生管理講習会（年1回）を開催しており、検査担当者も参加している。 外部研修には、参加していない。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 許可時からの施設・設備の変更の有無の確認が主目的であるため、制定していない。（国が定めた「旅館業法施行令」（公表）及び県が定めた「香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例」（公表）並びに「旅館業法施行細則」（公表）に基づきチェックしている。）</p> <p>2 実施計画の作成 生活衛生課が毎年度監視指導計画を作成しているが、検査数の目標値等は設定されていない。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：定めていない 実施数：139施設（実施率－％）</p> <p>4 実施時期 東讃保健福祉事務所：5年に1回、西讃保健福祉事務所：1年に1回、中讃保健福祉事務所及び小豆総合事務所：法令違反等がある場合随時となっている。</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定していない。（国が定めた「旅館業法施行令」（公表）及び県が定めた「香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例」（公表）並びに「旅館業法施行細則」（公表）が基準である。）</p> <p>2 手法 特定の担当者の立会を要する場合以外は無通告で、監視指導計画で定めた「重点監視指導」を使用して、実地検査を行っている。な</p>		

		<p>お、チェックシートは設定していない。</p> <p>3 関係機関との連携 小豆総合事務所においてのみ、建築基準法及び消防法に基づく検査に併せて実施している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 入浴設備に関し、浴槽水の水質検査結果や浴槽水の遊離残留塩素濃度の測定に関する業務日誌等を確認し、日々の点検状況を調査している事務所がある一方で、実施していない事務所もある。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 許可に係る検査については、許可基準に適合するか否かについて報告書を作成しているが、それ以外については、要調査事案等についてのみ調査結果を復命している事務所や苦情処理簿で報告している事務所がある一方で、担当止まりで報告・復命していない事務所もある。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査実施時に、口頭又は文書（指導票）交付による。</p> <p>3 結果の公表 立入検査数を、毎年作成する各保健事務所及び小豆総合事務所の「業務概要」に掲載し、公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善報告を求め、改善内容によっては後日立入調査を実施している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 15件の文書指摘（指導票交付）を行っている。（口頭指摘数は記録を取っていない事務所があるため不明。）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 件数の集計のみで、特に総括・分析等は行っていない。</p> <p>7 結果のフィードバック していない。</p>
不適正事案への対応		特になし。
その他	高松市に所在する施設は、高松市保健所が対応している。	

個別意見	<p>○事務所間で検査頻度や検査内容が異なることがないように、統一的なマニュアルやチェックシートを整備する必要がある。</p> <p>○報告書・復命書を作成していない事務所については、所属長に報告するとともに口頭指導の内容を記録する必要がある。</p> <p>○許可を受けているが営業をしていない施設があるので、何らかの対策が必要である。</p>
------	---

検査・監査等名		動物取扱業者立入検査	略称	動物扱業検査
検査等の概要	根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律第24条		
	目的及び内容	動物取扱業者に対し、登録基準及び遵守すべき基準の適合状況等を確認するため、事業所等に立ち入り、飼養施設の確認、動物の管理方法その他必要事項に関する検査を行う。		
	対象	動物取扱業者		
	対象数	341施設		
	実施数	418施設		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	健康福祉部生活衛生課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各保健福祉事務所及び小豆総合事務所計10名</p> <p>2 実施内容 1 施設当たり、各保健福祉事務所及び小豆総合事務所職員2名が0.5～4時間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、引継ぎ及びOJTのみで検査担当者向けの研修会はない。ただし、生活衛生課が毎年2～3月に開催する動物愛護推進員研修会に、検査担当者も参加しているほか、年4回開催する乳肉関係全体の担当者会において情報の共有化を図っている。 外部研修としては、環境省及び厚生労働省が開催する研修・講習会や、全国動物管理関係事業所協議会の会議（愛護と管理のバランス：トラブルの解決法修得のため）等に参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 動物取扱業者に対する、登録基準及び遵守すべき基準の適合状況等の確認が主目的であるため、制定していない。（「動物の愛護及び管理に関する法律」（公表）及び「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（公表）に定める登録基準、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（公表）に基づきチェックしている。）</p> <p>2 実施計画の作成 生活衛生課が毎年度強化月間における重点目標を中心とした検査計画を作成しているが、検査数の目標値等は設定されていない。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：281施設（実施数） 実施数：418施設（実施率148.8%）</p> <p>4 実施時期 1年に1回</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定していない。（「動物の愛護及び管理に関する法律」（公表）及び「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（公表）に定める登録基準、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（公表）が基準である。）</p> <p>2 手法</p>		

		<p>ペットショップ等は無通告、それ以外は事前に電話連絡したうえで、チェックシートを使用して、実地検査を行っている。なお、強化月間中は、重点項目を定めている。</p> <p>3 関係機関との連携 していない。</p> <p>4 内部検査制度の調査 調査する場合においても、各種記録を確認する程度である。</p> <p>5 検査方法の見直し 担当者会等において協議し、適宜見直しを行っている。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 登録、更新又は問題点があった場合のみ報告している。報告しない場合でも、チェックシートは全て保存している。なお、指導票の写しを生活衛生課に送付している。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査実施時に、口頭又は文書（指導票）交付による。</p> <p>3 結果の公表 立入検査数を、毎年作成する各保健事務所及び小豆総合事務所の「業務概要」に掲載し、公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 口頭又は文書による改善報告を求め、改善内容によっては後日立入検査を実施している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 5件の文書指摘（指導票交付）及び6件の口頭指摘を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 生活衛生課あて報告された動物愛護月報を集計している。 事案によっては担当者会等で報告するなど、検査状況の総括・分析等を行っている。</p> <p>7 結果のフィードバック 動物の愛護及び管理に関する法律第10条に基づく動物取扱責任者研修（1回／年）において、動物取扱業の遵守基準等を再認識させるために、法令等の改正、県内外における違反事例及び新興感染症など、最新の情報を提供している。</p>
	不適正事案への対応	管内関係業者及び関係者について立入調査を行い、不適正事案が認められた場合は改善、指導等を行っている。
その他	高松市に所在する施設は、高松市保健所が対応している。	

個別意見	○登録簿に検査実施状況記載欄を設けるなど、検査実施状況を記録するよう改善する必要がある。
------	--

検査・監査等名		農業協同組合等の業務又は会計の状況の検査	略称	農協検査
検査等の概要	根拠法令等	農業協同組合法第94条第1項～第5項		
	目的及び内容	農業協同組合等の事業の健全な運営を確保するため、検査を行う。		
	対象	農業協同組合（総合農協・専門農協）及びその子会社並びに農事組合法人		
	対象数	106法人（総合農協：2法人、専門農協：7法人、子会社：27法人、農事組合法人：70法人）		
	実施数	4法人（総合農協：2法人、専門農協：1法人、子会社：1法人）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	総合農協は1年に1回、それ以外は法令等を実施頻度の規定なし。		
	所管部課	農政水産部農政課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 農政課9名</p> <p>2 実施内容 総合農協のうち1法人は農政課職員5名が73日間、もう1法人は農政課職員5名が8日間、専門農協及び子会社は農政課職員2名が1法人当たり2日間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては新任者に対するオリエンテーション及びOJTを実施するほか、グループ内研修を毎月1～2回1時間程度で実施している。 また、新任者は、外部研修として農林水産省が実施する協同組合検査職員初任者研修（基礎コース）に参加している。 さらに、不祥事件が多発する農協について、全国初めてとなる農水省及び財務省との三者要請検査を実施し、国の検査官の持つ検査ノウハウの取得に努めている。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 香川県農業協同組合等検査規則（公表）を制定しているほか、国の協同組合等検査基本要綱（公表）等を準用している。</p> <p>2 実施計画の作成 農政課が毎年度検査計画を作成している。（平成23年度は、常例検査の対象となる総合農協2法人、専門農協1法人と1子会社を対象とした。支店については、検査間隔の空いた支店、内部監査で評価の低い支店及び前年度検査で問題の多かった支店を優先した。）</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：4法人 実施数：4法人（実施率100.0%）</p> <p>4 実施時期 総合農協は1年に1回、専門農協及び子会社は必要に応じて、農事組合法人については法令・定款等違反の疑いがあると認める場合に検査を実施している。</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定していない。（「農林水産省協同組合等検査基本要綱」に基づく。）</p>		

		<p>2 手法 現物検査は無通告、本検査は通告で、いずれもチェックシートを使用して、重点項目を中心に実地検査を行っている。なお、本検査に当たっては、事前に資料を徴求している。</p> <p>3 関係機関との連携 農林水産省（中国四国農政局）及び四国財務局に要請し、三者で共同して検査を行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 農協の監事及び監査部局に対するヒアリングを実施しているほか、農協の監査部局から内部監査結果を適宜収集している。</p> <p>5 検査方法の見直し 農協において発生した不祥事件の態様に応じ、検査項目の入替え等を随時行うとともに、チェックシートを修正している。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 検査官が支店検査において指摘した不備事項を集約した検査メモを作成した後、それを基に検査指示書作成担当者が検査指示書案を作成し、決裁を受けている。</p> <p>2 実施結果通知方法 農協の内部監査課との事務的なやり取りを経た後、検査を終了する際に役員に検査結果を講評し、改善の必要な事項があると認めるときは、検査指示書を交付している。</p> <p>3 結果の公表 していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 内部監査課が確認・報告し、県が常例検査等において確認する。内容によっては、事後検査を行うこともある。</p> <p>5 指摘事項等の状況 38件の文書指摘（指示書交付）を行っている。（口頭指導数は集計していないため不明。）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 支店等の固有の事情でなく、他の支店等においても起こりうる事象等については、検査項目に追加するなど弾力的に運用している。</p> <p>7 結果のフィードバック 検査結果については、香川県農業協同組合中央会と情報共有を図り、県内農協の指導に活用している。</p>
	不適正事案への対応	昨年度、県内の農協で発生した職員による金銭着服事件等を受け、2月1日に業務改善命令を行い、それに伴い提出された業務改善計画の進捗状況確認検査を、毎月本店に赴き行っている。
その他	平成24年10月に、JA香川県における度重なる不祥事件の発覚を踏まえ、コンプライアンス意識の徹底を図るための検査を強化するとともに、業務改善計画の着実な実施に向けた指導機能を充実するため、組合検査指導室を設置した。	
個別意見	特になし	

検査・監査等名		水産業協同組合の業務又は会計の状況の検査	略称	漁協検査
検査等の概要	根拠法令等	水産業協同組合法第123条第1項～第6項		
	目的及び内容	水産業協同組合の事業の健全な運営を確保するため、業務又は会計の状況について検査を行う。		
	対象	沿海地区漁業協同組合、内水面水産業協同組合、業種別漁業協同組合		
	対象数	47団体（沿海地区水産業協同組合：38団体、内水面水産業協同組合：5団体、業種別漁業協同組合：4団体）		
	実施数	15団体（全て沿海地区水産業協同組合）		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	沿海地区水産業協同組合は1年に1回、内水面水産業協同組合及び業種別漁業協同組合は法令等に規定なし。		
	所管部課	農政水産部農政課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 農政課9名</p> <p>2 実施内容 沿海地区水産業協同組合は農政課職員4名が3日間で実施している。内水面水産業協同組合及び業種別漁業協同組合は実施していない。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては新任者に対するオリエンテーション及びOJTを実施するほか、グループ内研修を毎月1～2回1時間程度で実施している。 なお、新任者は、外部研修として農林水産省が実施する協同組合検査職員初任者研修（基礎コース）に参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 香川県農業協同組合等検査規則（公表）を制定しているほか、国の協同組合等検査基本要綱（公表）等を準用している。</p> <p>2 実施計画の作成 農政課が毎年度検査計画を作成している。（常例検査の対象となる沿海地区水産業協同組合38法人の全ての施設を3年に1回は検査ができるよう計画するとともに、内水面水産業協同組合及び業種別漁業協同組合については、計画の対象外（必要に応じて検査を実施）としている。）</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：18施設 実施数：15施設（実施率83.3%）</p> <p>4 実施時期 沿海地区水産業協同組合は3年に1回、内水面水産業協同組合及び業種別漁業協同組合は必要に応じて実施している。</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定していない。（水産庁のガイドラインに基づく。）</p> <p>2 手法 現物検査は無通告、本検査は通告で、いずれもチェックシートを使用して、重点項目を中心に実地検査を行っている。なお、本検査に当たっては、事前に資料を徴求している。</p>		

	<p>3 関係機関との連携 該当なし。</p> <p>4 内部検査制度の調査 監事会の議事録を収集し、監事監査の状況を確認するとともに、香川県漁業協同組合連合会が実施した監査について、担当者会で情報収集している。</p> <p>5 検査方法の見直し 毎年度水産課と調整のうえ、重点項目等の見直しを行っている。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 検査官が支店検査において指摘した不備事項を集約した確認表を作成した後、それを基に検査指示書作成担当者が検査指示書案を作成し、決裁を受けている。</p> <p>2 実施結果通知方法 漁協の事務担当者とのやり取りを経た後、検査の終了後に役員に検査結果を講評し、改善の必要な事項があると認めるときは、検査指示書を交付している。</p> <p>3 結果の公表 していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指示書と同日付で水産課が報告徴求の文書を発送し、水産課が確認するとともに、水産課からの情報提供を受け、次回検査の参考とする。</p> <p>5 指摘事項等の状況 20件の文書指摘(指示書交付)及び7件の口頭指摘を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 当該組合固有の事情ではなく、他の組合においても起こりうる事象等については、追加で検査項目に追加するなど弾力的に運用している。</p> <p>7 結果のフィードバック 11月に開催されている漁協役職員研修会において、検査結果(不備事項等)について周知している。</p>
不適正事案への対応	例えば、平成23年度、県内の漁協で発生した事務職員による金銭着服事件を受け、平成24年度の検査計画で、現金・仮勘定処理を重点検査項目として検査している。
その他	水産業協同組合について、検査は農政課が行い、指導は水産課が行っている。

個別意見	特になし
------	------

検査・監査等名		農薬販売業者立入検査	略称	農薬業者検査
検査等の概要	根拠法令等	農薬取締法第13条		
	目的及び内容	農薬流通の適正化と安全かつ適正な使用を確保するため、販売業者の帳簿の備え付け義務や届出義務の履行状況の確認及び不良な農薬等の発見・排除を行う。		
	対象	JA、農薬卸業、肥料商、薬局、スーパー、ホームセンターなどの農薬販売者		
	対象数	624業者		
	実施数	196業者		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	農政水産部農業経営課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 農業試験場病害虫防除所及び農業経営課計12名</p> <p>2 実施内容 1業者当たり農業経営課及び農業試験場病害虫防除所職員2名が、農薬販売業者は0.1～0.5時間程度で、農薬使用者は0.2～0.5時間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、引継ぎ及びOJTのみで検査担当者向けの研修会はない。ただし、農業経営課が毎年7月に農薬販売者等を対象に開催する農薬危害防止研修会に、検査担当者も参加しており、販売者等が遵守すべき事項等の説明を聞くことにより、検査担当者の参考となっている。 外部研修としては、中国四国農政局が開催する植物防疫中国四国地区検討会に参加し、病害虫や農薬に関する情報交換等を行っている。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 県要領（非公表）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 農業経営課又は農業試験場病害虫防除所が、3年に1回程度を目安に検査ができるよう、毎年度検査計画を作成している</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：197業者 実施数：196業者（実施率99.5%）</p> <p>4 実施時期 3年に1回</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定していない。（全て文書指導している。）</p> <p>2 手法 原則無通告で、農薬販売業者立入検査記録票（チェックシート）に基づき、実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 農薬危害防止運動期間（6～8月）に、毒物及び劇物取締法に基</p>		

	<p>づく取締りを行っている保健所（県・高松市）と合同で立入検査を行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 していない。</p> <p>5 検査方法の見直し 法律改正や、判断基準等の設定・変更が国から示された場合は、見直しを行う。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 農薬販売業者立入検査記録票を作成し、農業試験場病虫害防除所で取りまとめ、決裁を受けている。農業経営課へは、最終的に1年分をまとめて報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査当日、農薬販売業者立入検査記録票を交付している。</p> <p>3 結果の公表 立入検査数を県ウェブページで公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善が完了した時点において報告を求めるとともに、内容によって、再度販売者へ出向いたり、次回の検査で確認したりしている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 69件の文書指摘を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 農業試験場病虫害防除所において総括し、違反率や違反内容の分析を行っている。</p> <p>7 結果のフィードバック 農業経営課が開催する農薬危害防止講習会において、違反内容の傾向等について話すこともある。</p>
不適正事案への対応	<p>事案があれば、中国四国農政局を通じて情報が入るので、農協、農薬卸業組合、農業商業組合等を通じて周知する。また、他県において無登録農薬の販売が発覚した際は、農林水産省の指示で当該農薬について実態調査を行った。</p>
その他	<p>平成の大合併以前の高松市内は農業経営課が、それ以外は農業試験場病虫害防除所が検査を行っている。</p>
個別意見	<p>特になし</p>

検査・監査等名		土地改良区等定期検査	略称	土地改良検査
検査等の概要	根拠法令等	土地改良法第132条第1項		
	目的及び内容	土地改良区等に法令、法令に基づいてする知事の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資することを目的として検査を行う。		
	対象	土地改良区、土地改良区連合		
	対象数	113団体		
	実施数	37団体		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	農政水産部土地改良課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 土地改良課、各土地改良事務所及び小豆総合事務所計19名</p> <p>2 実施内容 1 法人当たり、土地改良課、各土地改良事務所及び小豆総合事務所職員2名が4時間～1日程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、引継ぎ、OJT 及び担当者会における周知のみで検査担当者向けの研修会はない。 外部研修としては、国（農林水産省及び中国四国農政局）が開催する土地改良区等検査担当職員研修に参加している。</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 県実施要領（非公表）等を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 土地改良課が担当する検査は国が計画し、各土地改良事務所及び小豆総合事務所が担当する検査は、全ての土地改良区を3年に1回検査ができるようそれぞれの事務所が計画している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：38団体 実施数：37団体（実施率97.4%）（実施しなかった1団体は国が検査を実施したため、実質は100%）</p> <p>4 実施時期 3年に1回</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定していない。（全て文書指導している。）</p> <p>2 手法 事前に日程調整したうえで、事前に徴求した提出書類やチェックシートを使用し、土地改良課が設定した重点目標に従い、実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 国が実施する土地改良区等の検査に、立会している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 土地改良区等の監事が行う監査の状況について、検査を行ってい</p>		

		る。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果		1 報告・復命 県が実施した全ての検査について書面で報告しているが、国の検査に立会したものは、国の情報に該当することから、書面になっていない。 2 実施結果通知方法 対象土地改良区検査後、まとめて郵送している。 3 結果の公表 公表していない。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善報告書により確認するとともに、次回検査時に確認している。 5 指摘事項等の状況 257件の文書指摘を行っている。(全て文書指摘) 6 検査状況の総括・分析等 土地改良課において、各事務所からの報告全てに目を通しているが、総括・分析等を行っていない。 7 結果のフィードバック 特にしていない。
不適正事案への対応		不正事案が発生した場合は、すみやかに土地改良区に周知するとともに、国等の指導・周知事項を踏まえ、未然防止のための啓発を行うこととしている。
その他		

個別意見	<p>○国等の研修会へ希望者全員が参加できるよう、予算を確保する必要がある。</p> <p>○国の検査に県は立会・検査協力を行なっているが、国との同時実施や個別実施を検討すべきである。</p>
------	--

検査・監査等名		建築士法に基づく建築士事務所の立入検査	略称	建築士検査
検査等の概要	根拠法令等	建築士法第26条の2		
	目的及び内容	建築士事務所の業務の適正運営を確保し、もって違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図るため、建築士事務所の立入指導を実施する。		
	対象	香川県登録の建築士事務所（一級、二級、木造）		
	対象数	1,308事務所		
	実施数	24事務所		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	土木部建築指導課		
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 建築指導課、各土木事務所及び小豆総合事務所計24名</p> <p>2 実施内容 1 施設当たり、建築指導課、各土木事務所及び小豆総合事務所職員2名が1時間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修としては、引継ぎ及びOJTのみで検査担当者向けの研修会はない。また、外部研修にも参加していない。（検査員のほとんどは建築士である。）</p>		
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 県では制定しておらず、国の建築事務所立入指導実施要領（公表）及び手引（非公表）に基づいている。</p> <p>2 実施計画の作成 過去に、その業務に関して何らかの問題があった事務所、開設者と管理建築士が異なる建築士事務所、過去に立入りの実績がない建築士事務所、確認申請件数の多い建築士事務所及び完了検査受検率の低い建築士事務所から、職員2名1班当たり3件（平成23年度は11班体制）を目安に立入事務所に建築指導課が決定している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：26事務所 実施数：24事務所（実施率92.3%）（実施しなかった2事務所は、計画後に廃業届の提出があったもの及び現地確認して事務所の実体なかったことから立入指導に至らなかったものであるため、実質上の実施率は100%）</p> <p>4 実施時期 特に決めていない。</p>		
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 県作成のチェックシートが指摘基準を兼ねている。</p> <p>2 手法 事前に立入通知書を送付したうえで、チェックシートを使用して、実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 していない。</p> <p>4 内部検査制度の調査</p>		

		調査していない。 5 検査方法の見直し チェックシートを見直している。
結 果		<p>1 報告・復命 建築指導課は県作成のチェックシート（建築士事務所立入指導調書）、各土木事務所及び小豆総合事務所は結果報告書をまとめて、決裁を受けている。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入指導時に、文書交付による。</p> <p>3 結果の公表 公表していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 是正報告書及び挙証資料を徴収している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 62件の文書指摘をしている。（全て文書指摘）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 指導事項を集計している。</p> <p>7 結果のフィードバック 指導に係る違反事項の傾向を把握し、建築指導課が行う建築事務所個別指導に活用している。 また、建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習（3年に1回）で、トピックスとして話している。</p>
不適正事案への対応		県外で不適正事案があった際は、国が説明会を開催し、再発防止に努めた。
その他		建築士事務所のうち、高松市に所在するものは建築指導課が、それ以外は各土木事務所及び小豆総合事務所が検査を実施している。

個別意見	特になし
------	------

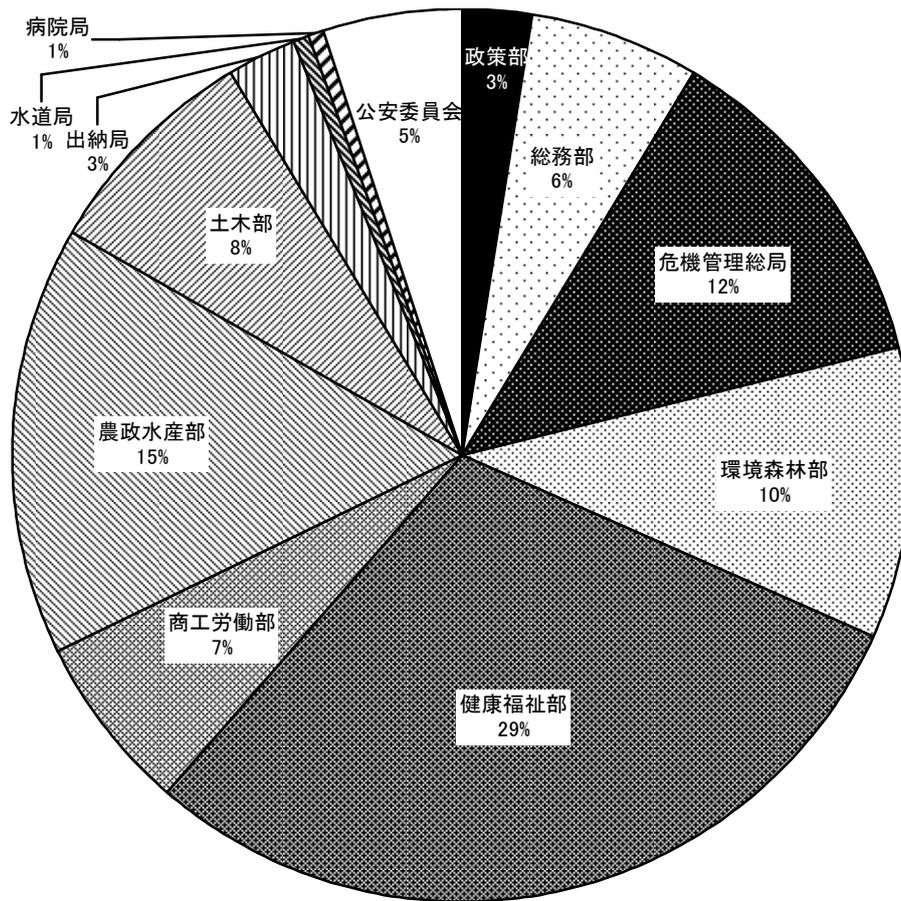
検査・監査等名		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入り	略称	風俗営業立入
検査等の概要	根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項		
	目的及び内容	風俗営業者等に対して適切な行政措置を講ずるために、営業の実態を十分に把握しようとするものであり、警察職員が、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者等の営業所等に立ち入り、質問等を行う。		
	対象	風俗営業者等（風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業を営む者等）の営業所等		
	対象数	2,601営業者等		
	実施数	50営業者等		
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。		
	所管部課	警察本部生活安全部生活安全企画課		
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 生活安全企画課及び各警察署生活安全課員計84名 2 実施内容 1施設当たり、生活安全企画課及び各警察署生活安全課職員2名が0.5時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修としては、引継ぎ及びOJTのほか、県警察学校生活安全任用科及び県下警察署保安・営業担当者会議等を開催している。 外部研修としては、生活安全企画課員が、警察庁が開催する担当者会議や規制の検討会等に参加している。 		
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の制定 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令（公表）を制定しているほか、国の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準（公表）に基づき立入りを行っている。 2 実施計画の作成 生活安全企画課において、警察署管内の実態を踏まえ、立入対象業種等を選定している。 3 計画に対する実施状況 計画数：50営業者等 実施数：50営業者等（実施率100%） 4 実施時期 法令違反の疑いがある場合に随時実施 		
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指摘基準等の設定 初回の指導は口頭指摘、複数回の指導で改善しない場合は文書指摘（指示処分）としている。 2 手法 原則無通告で、チェックシートを使用して、実地検査を行っている。なお、重点項目は定めず、法令に定める全ての項目を検査している。 		

		<p>3 関係機関との連携 していない。</p> <p>4 内部検査制度の調査 法令上風俗営業者等に係る内部の検査制度は存在しない。</p> <p>5 検査方法の見直し 適宜、見直しを行っている。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 1 件ごとに報告書を作成し、決裁を受けている。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入当日に、現地において口頭で行うが、行政処分を行う場合は文書で通知する。</p> <p>3 結果の公表 公表は、していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書指摘をした事項については、内容によって期限を設けて改善結果の文書報告を求めるとともに、必要と認めた場合は立入りを実施し、改善の状況を確認している。なお、現場において改善可能なものは、その場で改善措置をとらせている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 3 件の文書指摘及び18件の口頭指摘を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 それぞれの立入結果を適切に勘案し、必要に応じて継続的な行政指導や行政処分を実施していくこととしている。</p> <p>7 結果のフィードバック 風俗営業者の営業所の管理者に対する講習（受講義務あり）で、行政処分の内容や罰則等について説明している。</p>
	不適正事案への対応	他県の事例からインターネットカフェが無許可営業しているとの警察庁の解釈が出て、全国的に立入検査を実施した。
その他	基本的には署が立入りをを行うが、署の教育のため、生活安全企画課が同行する場合もある。	

個別意見	特になし
------	------

【 参考 1 】

法令等に基づく検査等の200件の組織別分布図



【 参考 2 】

法令等に基づく検査等の200件の一覧表

No.	検査等の名称	根 拠 法 令 等	対象団体等	所管部課	今回対象
1	地方交付税検査	地方交付税法第17条の3第2項	市町	政策部 自治振興課	
2	土地開発公社検査	公有地の拡大の推進に関する法律第19条第2項	市町土地開発公社	政策部 自治振興課	
3	市町村職員共済組合監査	地方公務員等共済組合法第144条の27及び第144条の29 地方公務員等共済組合法施行令第67条	市町村職員共済組合	政策部 自治振興課	
4	知事認可水道事業者立入検査	水道法第39条	地方自治体、一般 社団法人	政策部 水資源対策課	
5	使用料等の徴収又は収納の事務の委託に係る実地調査	地方自治法施行令第158条	地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく収納事務を委託している私人	政策部 文化振興課	
6	行政書士法に基づく立入検査	行政書士法第13条の22	行政書士又は行政書士法人	総務部 総務学事課	
7	私立学校振興助成法第12条に基づく経理検査	私立学校振興助成法第12条	所管学校法人及び 中学・高等学校	総務部 総務学事課	
8	私立学校振興助成法第12条に基づく経理検査 学校法人以外の幼稚園は上記に準じた検査	私立学校振興助成法第12条	所管学校法人及び 幼稚園	総務部 総務学事課	○
9	土地開発公社事業に対する検査	公有地の拡大の推進に関する法律第19条第2項	香川県土地開発公社	総務部 財産経営課	
10	個人県民税精算調査	調査については総務部長通知による (賦課徴収に関する書類の閲覧等は地方税法第46条第4項)	市町	総務部 税務課	
11	ゴルフ場利用税特別徴収義務者現地調査	地方税法第77条	県内ゴルフ場	総務部 税務課	
12	事業税の賦課徴収に関する調査	地方税法第72条の7	本県に本社を有する 外形標準課税対象法人	総務部 税務課	
13	事業税の賦課徴収に関する調査	地方税法第72条の7	本県に本社を有する 分割基準対象法人 (外形標準課税対象法人を除く。)	総務部 税務課	
14	構造減免車に対する現地調査	地方税法第155条(自動車税に係る徴税吏員の 質問検査権)	自動車税の構造減免を受けている法人	総務部 税務課	
15	軽油引取税に係る税務調査	地方税法第144条の11	軽油引取税の納税義務者等	総務部 税務課	
16	特定非営利活動法人検査	特定非営利活動促進法第41条	特定非営利活動法人	総務部 県民活動・男女共同 参画課	
17	香川県青少年保護育成条例第19条第1項に基づく立入調査	香川県青少年保護育成条例第19条第1項	興行場その他の営業所(特定自動販売機等又は利用カード自動販売機の設置場所を含む)	総務部 県民活動・男女共同 参画課	
18	保安検査	火薬類取締法第35条	火薬類製造施設等	危機管理総局 危機管理課	
19	立入検査	火薬類取締法第43条第1項	火薬類の製造業者、販売業者、消費者、廃棄者、保管者	危機管理総局 危機管理課	
20	完成検査	高圧ガス保安法第20条	高圧ガス製造事業者等	危機管理総局 危機管理課	

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
21	保安検査	高圧ガス保安法第35条	高圧ガス製造事業者	危機管理総局 危機管理課	
22	立入検査	高圧ガス保安法第62条	高圧ガス製造事業者等	危機管理総局 危機管理課	○
23	立入検査	武器等製造法第25条第1項	武器製造事業者、 猟銃等製造事業者、 猟銃等販売事業者	危機管理総局 危機管理課	
24	完成検査	消防法第11条第5項	直島町に所在する 危険物製造所等	危機管理総局 危機管理課	
25	完成検査前検査	消防法第11条の2	直島町に所在する 危険物製造所等	危機管理総局 危機管理課	
26	立入検査	消防法第16条の3の2、 第16条の5	指定数量以上の危険物 を貯蔵し、若しくは取り扱 っていると認められる すべての場所の所有者、 管理者若しくは占有者	危機管理総局 危機管理課	
27	電気工事業を営む者 に対する立入検査	電気工事業の業務の適正 化に関する法律第29条第 1項	電気工事業を営む すべての者	危機管理総局 危機管理課	
28	電気用品の販売の事業 を行う者に対する立入 検査	電気用品安全法第45条第 1項、第46条第1項、 及び第46条の2第1項	電気用品販売事業者	危機管理総局 危機管理課	
29	液化石油ガス法に係る 立入検査	液化石油ガス法第83条第 3項、第4項	液化石油ガス販売 事業者及び保安機 関等	危機管理総局 危機管理課	
30	液化石油ガス用品の販 売の事業を行う者に対 する立入検査	液化石油ガス法施行令第 13条第8項 液化石油ガス法施行規則 第142条第3項	液化石油ガス用品 販売事業者	危機管理総局 危機管理課	
31	ガス用品の販売の事業 を行う者に対する立入 検査	ガス事業法施行令第12条 第2項 ガス事業法施行規則第11 9条第1項	ガス用品販売事業者	危機管理総局 危機管理課	
32	財団法人消防試験研究 センター香川県支部へ の立入検査	消防法第13条の16第2 項	財団法人消防試験 研究センター香川 県支部	危機管理総局 危機管理課	
33	消費生活協同組合指導 検査	消費生活協同組合法第94 条	消費生活協同組合 及び生活協同組合 連合会	危機管理総局 くらし安全安心課	
34	農林物資の規格化及び 品質表示の適正化に関 する検査	農林物資の規格化及び品 質表示の適正化に関す る法律第20条	農林物資の製造・ 加工・輸入又は販 売業者で、その主 たる事務所並びに 事業所、工場及び 店舗が県内の区域 内のみにある事業 者	危機管理総局 くらし安全安心課	○
35	不当景品類及び不当表 示防止に関する検査	不当景品類及び不当表示 防止法第9条第2 項	商業、工業、金融 業その他の事業を 行う者	危機管理総局 くらし安全安心課	○
36	ゴルフ場等に係る会員 契約の適正化に関する 検査	ゴルフ場等に係る会員契 約の適正化に関する 法律第17条、第20条 の2	事業者(商品、サー ビスを供給する者)	危機管理総局 くらし安全安心課	
37	家庭用品品質表示に関 する検査	家庭用品品質表示法第19 条	家庭用品の販売業 者(小売)	危機管理総局 くらし安全安心課	
38	割賦販売業者への検査	割賦販売法第41条、第 47条	許可割賦販売業者、 包括信用購入 あつせん業者、個 別信用購入あつせ ん業者、指定信用 情報機関	危機管理総局 くらし安全安心課	
39	消費生活用製品安全に 関する検査	消費生活用製品安全法第 41条、第55条	消費生活用製品の 販売業者	危機管理総局 くらし安全安心課	

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
40	消費生活条例に基く立入調査等	香川県消費生活条例第37条	不当な取引行為を行っていることが疑われる事業者	危機管理総局 くらし安全安心課	
41	貸金業者等の検査	貸金業法第24条の6の10	貸金業者等	危機管理総局 くらし安全安心課	○
42	訪問販売等の特定商取引業者への立入検査等(報告徴収を含む)	特定商取引に関する法律第66条、第68条	特定商取引法違反行為を行っていることが疑われる販売業者等	危機管理総局 くらし安全安心課	
43	不動産鑑定業者に対する立入検査	不動産の鑑定評価に関する法律第45条	不動産鑑定業者(県知事登録)	環境森林部 環境政策課	
44	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法第27条第4項及び第34条第1項	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出事業場	環境森林部 環境管理課	
45	フロン回収・破壊法に係る立入検査	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第44条第1項	①第一種特定製品整備者 ②第一種特定製品廃棄等実施者 ③第一種フロン類引渡受託者 ④第一種フロン類回収業者	環境森林部 環境管理課	
46	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び香川県生活環境の保全に関する条例に係る特定事業場等立入検査	水質汚濁防止法第22条第1項、香川県生活環境の保全に関する条例第126条第1項	法に規定されている特定事業場及び県条例に規定されている水質特定事業場	環境森林部 環境管理課	○
47	土壌汚染対策に係る立入検査	④土壌汚染対策法第14条第4項、第54条第1項、第3項及び第4項 ⑤生活環境保全条例第126条	④土壌が汚染している土地の所有者等、汚染土壌の搬出を行った者等、汚染土壌処理業者等 ⑤ガソリンスタンド、射撃場等の管理者	環境森林部 環境管理課	
48	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る立入検査	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による「特定工場」を設置している者	環境森林部 環境管理課	
49	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)に係る立入検査	大気汚染防止法第26条第1項 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第23条第1項	特定工事を施工する者	環境森林部 環境管理課	
50	アスベスト含有材料を使用した建築物への立入検査	香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第23条第1項	アスベスト吹付け材を使用する建築物の所有者等	環境森林部 環境管理課	
51	大気汚染防止法に基づく立入検査	大気汚染防止法第26条第1項	大気汚染防止法に基づく届出事業場	環境森林部 環境管理課	
52	水道法に基づく立入検査	水道法第39条	専用水道設置者、簡易専用水道設置者	環境森林部 環境管理課	
53	森林組合常例検査	森林組合法第111条第4項、香川県農業協同組合等検査規則	森林組合	環境森林部 みどり整備課	
54	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条	産業廃棄物処理事業者、排出事業者等	環境森林部 廃棄物対策課	○
55	県外産業廃棄物の循環的利用事業者に対する立入検査	香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第11条	県外産業廃棄物の循環的利用を行っている事業者	環境森林部 廃棄物対策課	

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
56	解体等工事現場への立入検査	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条	建設リサイクル対象工事（建設・解体）の受注者	環境森林部 廃棄物対策課	
57	PCB廃棄物事業者への立入検査	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第18条	PCB 廃棄物を保管する事業者	環境森林部 廃棄物対策課	
58	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項の規定による立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	解体業者、破碎業者、引取業者、フロン類回収業者	環境森林部 廃棄物対策課	
59	浄化槽保守点検業者立入検査	浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第15条	浄化槽保守点検業者	環境森林部 廃棄物対策課	
60	浄化槽第53条第3項に基づく立入検査	浄化槽法第53条第3項	一 浄化槽管理者 二 浄化槽製造業者 三 浄化槽工事業者 四 浄化槽清掃業者 五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士 六 指定検査機関 七 第四十二条第一項第二号又は第四十五条第一項第二号に規定する指定講習機関 八 第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関	環境森林部 廃棄物対策課	
61	廃棄物処理施設定期検査	廃棄物処理法第8条の2の2、第15条の2の2	廃棄物焼却施設及び最終処分施設設置者	環境森林部 廃棄物対策課	
62	廃棄物処理施設使用前検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項、第9条第2項、第15条の2第5項、第15条の2の6第2項	廃棄物処理施設設置者（焼却施設、最終処分場）	環境森林部 廃棄物対策課	
63	廃棄物処理施設使用前検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項、第9条第2項、第15条の2第5項、第15条の2の6第2項	廃棄物処理施設設置者（焼却施設、最終処分場を除く）	環境森林部 廃棄物対策課	
64	社会福祉法人指導監査	社会福祉法第56条	社会福祉法人	健康福祉部 健康福祉総務課	○
65	生活保護法施行事務監査	生活保護法第23条	福祉事務所	健康福祉部 健康福祉総務課	
66	生活保護法施行事務監査	生活保護法第44条	保護施設	健康福祉部 健康福祉総務課	
67	指定医療機関に対する指導及び検査	生活保護法第54条	指定医療機関	健康福祉部 健康福祉総務課	
68	指定介護機関に対する指導及び検査	生活保護法第54条の2第4項（第54条を準用）	指定介護機関	健康福祉部 健康福祉総務課	
69	特定給食施設等指導	健康増進法第18条第1項第2号、第22条、第24条第1項	特定給食施設・その他の給食施設	健康福祉部 健康福祉総務課	○
70	介護保険施設等実地指導・監査	介護保険法第24条、第76条、第90条、第100条、第112条、第115条の7 老人福祉法第18条第2項、第29条第9項 社会福祉法第70条	介護保険施設・居宅サービス事業者等	健康福祉部 長寿社会対策課	○

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
71	認可外保育施設指導監督	児童福祉法第59条	株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、医療法人、個人	健康福祉部 子育て支援課	○
72	保育所指導監査	児童福祉法施行令第38条	市町、社会福祉法人、宗教法人、学校法人	健康福祉部 子育て支援課	○
73	児童福祉行政指導監査	児童福祉法施行令第38条	児童福祉施設	健康福祉部 子育て支援課	
74	児童厚生施設指導監査	児童福祉法施行令第38条	区市町、社会福祉法人	健康福祉部 子育て支援課	
75	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査	障害者自立支援法第11条等	指定障害福祉サービス事業所等	健康福祉部 障害福祉課	○
76	指定障害福祉サービス事業者の現地指導	障害者自立支援法第48条	指定障害福祉サービス事業所	健康福祉部 障害福祉課	
77	特別児童扶養手当支給事務指導監査	地方自治法第245条の4第1項(法定受託事務)	市町	健康福祉部 障害福祉課	
78	特別障害者手当等支給事務指導監査	地方自治法第245条の4第1項(法定受託事務)	市、県保健福祉事務所	健康福祉部 障害福祉課	
79	精神科病院実地指導	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等	精神科病床を有する全ての病院	健康福祉部 障害福祉課	
80	指定自立支援医療機関の指導監査	障害者自立支援法第63条、第66条	指定自立支援医療機関	健康福祉部 障害福祉課	
81	保険者等の指導監督	国民健康保険法第4条第2項、第106条、第108条	保険者(市町、国保組合)、国民健康保険団体連合会	健康福祉部 医務国保課	
82	保険医療機関等の指導、監査	国民健康保険法第41条、第45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条	保険医療機関又は保険薬局	健康福祉部 医務国保課	○
83	療養費の受領委任の取扱いについて協定(契約)を締結した柔道整復師の指導、監査	「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付保発524第2号厚生労働省保険局長通知)	柔道整復師	健康福祉部 医務国保課	
84	施術所立入検査	柔道整復師法第21条	柔道整復施術所	健康福祉部 医務国保課	
85	医療機関立入検査	医療法第25条	公的病院	健康福祉部 医務国保課	
86	医療機関立入検査	医療法第25条	非公立病院、(歯科)診療所、助産所	健康福祉部 医務国保課	○
87	医療法人立入検査	医療法第63条第1項	医療法人	健康福祉部 医務国保課	
88	医療機関違反広告立入検査	医療法第6条の8	病院、(歯科)診療所、助産所	健康福祉部 医務国保課	
89	歯科技工所立入検査	歯科技工士法第27条	歯科技工所	健康福祉部 医務国保課	
90	衛生検査所立入検査	臨床検査技師等に関する法律第20条の5	衛生検査所	健康福祉部 医務国保課	
91	施術所立入検査	あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師等に関する法律第10条	あん摩マッサージ、はり、きゆう師施術所	健康福祉部 医務国保課	
92	採血所への立入調査	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条	採血事業者	健康福祉部 薬務感染症対策課	
93	医療機器修理業監視指導	薬事法第69条	医療機器修理業許可業者	健康福祉部 薬務感染症対策課	
94	医薬品等製造販売業監視指導	薬事法第69条	医薬品等製造販売業許可業者	健康福祉部 薬務感染症対策課	
95	医薬品等製造業監視指導	薬事法第69条	医薬品等製造業許可業者	健康福祉部 薬務感染症対策課	
96	薬事営業者立入検査(薬事監視)	薬事法第69条	薬事営業者(薬局等)	健康福祉部 薬務感染症対策課	○
97	温泉法に基づく立入検査	温泉法第28条、第35条	温泉法関連許可業者等	健康福祉部 薬務感染症対策課	

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
98	温泉監視	温泉法第35条	温泉利用許可施設	健康福祉部 薬務感染症対策課	
99	覚せい剤等監視指導	覚せい剤取締法第31条、第32条	覚せい剤、覚せい剤原料を取り扱う薬局、病院、研究施設等	健康福祉部 薬務感染症対策課	
100	麻薬等監視指導	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料を取り扱う薬局、病院、研究施設等	健康福祉部 薬務感染症対策課	
101	毒物及び劇物営業者立入検査（毒物劇物監視）	毒物及び劇物取締法第17条	毒物及び劇物営業者（毒物劇物の製造業、販売業、業務上取扱者）	健康福祉部 薬務感染症対策課	○
102	指定検査機関立入検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条第2項	食鳥検査指定検査機関	健康福祉部 生活衛生課	
103	知事登録業者立入調査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項各号の登録を受けた清掃業者等	健康福祉部 生活衛生課	
104	食品関係施設立入検査	食品衛生法第28条（報告徴収、検査及び収去）、第30条（食品衛生監視員）、第62条第1項、第3項（準用規定）	食品関係施設（食肉衛生検査所は、食品営業許可業者（規則で定める区域に所在する、食肉処理施設、食肉製品製造施設及び食品（食肉又は食肉製品に限る）の冷凍冷蔵施設）	健康福祉部 生活衛生課	○
105	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく立入検査及び買い上げ検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第4条に基づき指定された家庭用品の製造者、輸入者若しくは販売者	健康福祉部 生活衛生課	
106	と畜検査	と畜場法第14条	と畜検査申請者	健康福祉部 生活衛生課	
107	と畜場衛生監視	と畜場法第17条	と畜場	健康福祉部 生活衛生課	
108	食鳥処理場の立入検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条第1項	大規模食鳥処理業者、認定小規模食鳥処理業者	健康福祉部 生活衛生課	
109	旅館業許可施設立入検査	旅館業法第7条第1項	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿施設	健康福祉部 生活衛生課	○
110	興行場許可施設立入検査	興行場法第5条第1項	興行場施設（映画館、演劇場等）	健康福祉部 生活衛生課	
111	公衆浴場許可施設立入検査	公衆浴場法第6条第1項	公衆浴場施設	健康福祉部 生活衛生課	
112	理容所開設届出施設立入検査	理容師法第13条第1項	理容所	健康福祉部 生活衛生課	
113	美容所開設届出施設立入検査	美容師法第14条第1項	美容所	健康福祉部 生活衛生課	
114	クリーニング所開設届出施設立入検査	クリーニング業法第10条第1項	クリーニング所	健康福祉部 生活衛生課	
115	特定建築物届出施設立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項	特定建築物（店舗、事務所等で特定建築物に該当する建築物）	健康福祉部 生活衛生課	

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
116	動物取扱業者立入検査	動物の愛護及び管理に関する法律第24条	動物取扱業登録業者	健康福祉部 生活衛生課	○
117	特定動物飼養者立入検査	動物の愛護及び管理に関する法律第33条及び要領 香川県動物の愛護及び管理に関する条例第22条	特定動物飼養又は保管許可者	健康福祉部 生活衛生課	
118	犬の飼養者の指導監視	香川県動物の愛護及び管理に関する条例第22条	一般（犬の飼養者）	健康福祉部 生活衛生課	
119	化製場等に関する立入検査	化製場等に関する法律第6条及び要領	化製場又は死亡獣畜取扱場設置者	健康福祉部 生活衛生課	
120	死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜処理許可にかかる監視	化製場等に関する法律第6条	死亡獣畜取扱以外の施設又は区域における死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可を受けようとする者	健康福祉部 生活衛生課	
121	ふぐ処理業者・ふぐ処理師の監視指導	香川県ふぐの処理等に関する条例第30条及び要領	ふぐ処理業を営む者又はふぐ処理師	健康福祉部 生活衛生課	
122	魚介類行商監視	香川県魚介類行商に関する条例第9条及び要領	魚介類行商者及びその従事者（行商者）	健康福祉部 生活衛生課	
123	砂利採取業者立入検査	砂利採取法第34条第2項	砂利採取業者	商工労働部 経営支援課	
124	商工会法に基づく検査	商工会法第58条第5項（第50条を準用）	県商工会連合会	商工労働部 経営支援課	
125	商店街振興組合連合会検査	商店街振興組合法第82条第2項、第84条第1項	商店街振興組合連合会	商工労働部 経営支援課	
126	信用保証協会立入検査	信用保証協会法第35条第1項	信用保証協会	商工労働部 経営支援課	
127	事業協同組合等検査	中小企業等協同組合法第105条第2項、第105条の4第1項	事業協同組合、協同組合連合会、火災共済協同組合、企業組合、中小企業団体中央会	商工労働部 経営支援課	
128	商工組合等検査	中小企業団体の組織に関する法律第5条の22、第5条の23第6項、第71条、第93条第1項	協業組合、商工組合	商工労働部 経営支援課	
129	計量関係事業者立入検査	計量法第148条	特定計量器の届出製造事業者、届出修理事業者、販売事業者、計量証明事業者、適正計量管理事業者等	商工労働部 経営支援課	
130	特定計量器使用事業者立入検査	計量法第148条	ガスメーター、水道メーター、燃料油メーター等特定計量器を設置、管理し営業をする事業者	商工労働部 経営支援課	
131	商品量目立入検査	計量法第148条	スーパーマーケット、食品詰込事業者等	商工労働部 経営支援課	
132	香川県職業能力開発協会立入検査	職業能力開発促進法第90条第1項による同法第74条第1項の規定の準用	香川県職業能力開発協会	商工労働部 労働政策課	
133	職業訓練法人の業務及び財産状況検査	職業能力開発促進法第39条の2第2項	職業訓練法人	商工労働部 労働政策課	
134	旅行業法第26条第2項に基づく立入検査	旅行業法第26条第2項	旅行者・旅行者代理業者	商工労働部 観光交流局観光振興課	
135	国際観光ホテル整備法に基づく立入検査	国際観光ホテル整備法第44条	登録事業者	商工労働部 観光交流局観光振興課	

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
136	農業協同組合の監督	農業協同組合法第5章（監督）	農業協同組合	農政水産部 農政課	○
137	水産業協同組合の業務又は会計の状況の検査	水産業協同組合法第123条	水産業協同組合	農政水産部 農政課	○
138	森林組合の業務又は会計の状況の検査	森林組合法第111条	森林組合	農政水産部 農政課	
139	農業共済組合の業務又は会計の状況の検査	農業災害補償法第142条の2	農業共済組合	農政水産部 農政課	
140	独立行政法人農業者年金基金法第65条の規定による法定受託事務の立入検査、報告徴収	農業者年金基金法第65条	市町、農業協同組合	農政水産部 農政課	
141	農地法による立入調査	農地法第49条	農地法による処分対象者等	農政水産部 農政課	
142	地籍調査事業認証者（工程）検査	地籍調査作業規程準則第5条、地籍調査事業工程管理及び検査規程、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則	地籍調査事業実施市町	農政水産部 農政課	
143	農業共済組合に対する指導監督	農業災害補償法	農業共済組合	農政水産部 農業経営課	
144	肥料製造・販売等業者立入検査	肥料取締法第30条	肥料の製造、輸入、販売等を行う事業者	農政水産部 農業経営課	
145	農薬販売業者立入検査	農薬取締法第13条並びに農薬取締法施行令第4条	農薬取締法第1条の2第3項に定める農薬販売者	農政水産部 農業経営課	○
146	卸売市場立入検査	卸売市場法第66条及び同法施行令第8条	高松市中央卸売市場及び県内地方卸売市場の開設者・卸売業者	農政水産部 農業生産流通課	
147	米トレーサビリティ法立入検査	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条及び同法律施行令第7条	県域米穀事業者（生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者等）	農政水産部 農業生産流通課	
148	家畜商の事業所立入検査	家畜商法第11条の3	家畜商の事業所	農政水産部 畜産課	
149	飼料安全法に係る立入検査等	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条	飼料販売業者等、畜産農家等	農政水産部 畜産課	
150	養鶏振興法第16条に基づく立入検査	養鶏振興法第16条	県内ふ化業者	農政水産部 畜産課	
151	家畜伝染病予防法に基づく農家の家畜の立入検査	家畜伝染病予防法第51条	畜産農家（畜種：牛、豚、鶏、山羊、綿羊、馬、蜂）	農政水産部 畜産課	
152	家畜伝染病予防法に基づく農家の家畜の精密検査	家畜伝染病予防法第5条	畜産農家（畜種：牛、鶏、馬、蜂）	農政水産部 畜産課	
153	種畜検査	家畜改良増殖法第35条	家畜人工授精所	農政水産部 畜産課	
154	家畜取引法に基づく検査	家畜取引法	香川県農業協同組合	農政水産部 畜産課	
155	獣医師法第21条にもとづく飼育動物診療施設（獣医師）立入検査	獣医師法第21条	飼育動物診療施設（獣医師）	農政水産部 畜産課	
156	獣医療法第8条にもとづく飼育動物診療施設立入検査	獣医療法第8条	飼育動物診療施設	農政水産部 畜産課	
157	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第6条に基づく畜産事業者および畜産農家の立入検査	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第6条	畜産事業者、畜産農家	農政水産部 畜産課	

No.	検査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管部課	今回対象
158	薬事法第69条、第83条にもとづく業者等への検査等	薬事法第69条、第83条	飼育動物診療施設、医薬品、医薬部外品、医薬用具の製造業者、販売業者、修理業者、医療用具の賃貸業者、医療用具を業務上取り扱う者	農政水産部 畜産課	
159	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る報告及び検査	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第25条	牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者	農政水産部 畜産課	
160	肉用子牛生産補給金事業検査	肉用子牛生産安定等特別措置法	協会	農政水産部 畜産課	
161	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に係る報告及び検査	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	加工原料乳若しくは指定乳製品の生産者	農政水産部 畜産課	
162	土地改良区定期検査	土地改良法第132条第1項	土地改良区	農政水産部 土地改良課	○
163	都道府県土地改良事業団体連合会検査	土地改良法第132条第2項	都道府県土地改良事業団体連合会	農政水産部 土地改良課	
164	漁船法第50条に基づく立入検査	漁船法第50条	漁船の所有者若しくは管理者の事務所、漁船の建造若しくは改造の工事の場所、漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設の製作の場所又は漁船	農政水産部 水産課	
165	遊漁船業の適正化に関する法律第24条に基づく立入検査	遊漁船業の適正化に関する法律第24条	遊漁船業を営む者、遊漁船業団体	農政水産部 水産課	
166	持続的養殖生産確保法第10条第1項に基づく立入検査	持続的養殖生産確保法第10条第1項	養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所	農政水産部 水産課	
167	建設業を営む者に対する検査	建設業法第31条	香川県内で建設業を営む者	土木部 土木監理課	
168	採石業者立入検査	採石法第42条	県に登録している採石業者	土木部 土木監理課	
169	広告物表示者等立入検査	香川県屋外広告物条例第44条	広告物表示者等又は屋外広告業を営む者その他の関係者	土木部 都市計画課	
170	個人施行の市街地再開発事業に対する検査	都市再開発法第124条の2	第1種市街地再開発事業の個人施行者	土木部 都市計画課	
171	組合施行の市街地再開発事業に対する検査	都市再開発法第124条	市街地再開発組合	土木部 都市計画課	
172	組合施行の土地区画整理事業に対する検査	土地区画整理法第125条	土地区画整理組合	土木部 都市計画課	
173	再開発会社が施行する市街地再開発事業に対する検査	都市再開発法第125条の2	再開発会社	土木部 都市計画課	
174	建築基準法に基づく完了検査	建築基準法第7条第4項及び第18条第15項	建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）	土木部 建築指導課	

No.	検査等の名称	根 拠 法 令 等	対象団体等	所管部課	今回 対象
175	建築基準法に基づく中間検査	建築基準法第7条の3第4項及び第18条第18項	建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）	土木部 建築指導課	
176	建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する検査	建築基準法第77条の31第1項及び第2項	県指定の指定確認検査機関	土木部 建築指導課	
177	指定構造計算適合性判定機関に対する立入調査	建築基準法第77条35の12	県が指定した指定構造計算適合性判定機関（5機関）	土木部 建築指導課	
178	建築士法に基づく建築士事務所の立入検査	建築士法第26条の2	県内の建築士事務所（高松市内を含む）	土木部 建築指導課	○
179	都市計画法に基づく工事完了の検査	都市計画法第36条第2項	都市計画法第29条の規定に基づく開発許可を受けた者	土木部 建築指導課	
180	香川県福祉のまちづくり条例に基づく立入調査	香川県福祉のまちづくり条例第19条第1項	施設所有者等	土木部 建築指導課	
181	地方住宅供給公社法に基づく検査	地方住宅供給公社法第40条第1項	住宅供給公社	土木部 住宅課	
182	宅地建物取引業法に基づく検査	宅地建物取引業法第72条	香川県の区域内で宅地建物取引業を営む者	土木部 住宅課	
183	会計事務検査	香川県会計規則第262条及び263条、香川県証紙条例施行規則第19条	知事部局、教育委員会、公安委員会の課及び所、人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局	出納局	
184	指定金融機関等の検査	地方自治法施行令第168条の4、香川県会計規則第262条及び263条	指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関	出納局	
185	県税収納委託事務会計検査	地方自治法施行令第158条の2第3項	収納委託事務受託者（コンビニエンスストア等、株式会社ゆうちょ銀行等）	出納局	
186	使用料・手数料等に係る収納委託事務会計検査	地方自治法施行令第158条第4項、会計規則262条及び263条	収納事務の種類（栗林公園入園料等 33事務） 収納委託事務受託者（㈱香川県観光協会等68団体）	出納局	
187	取引業者に対する調査	地方自治法第221条第2項、香川県会計規則第271条の2	物品代や印刷代として支払った需用費等について、年間取引件数が一定基準以上の取引業者のうちから選定した業者	出納局	
188	出納取扱金融機関検査	地方公営企業法施行令第22条の5第1項	出納取扱金融機関（銀行）	水道局	
189	出納取扱金融機関検査	地方公営企業法施行令第22条の5、香川県病院局財務規程第96条	出納取扱金融機関（銀行）	病院局 県立病院課	
190	警備業者に対する立入検査	警備業法第47条第1項	警備業者	警察本部生活安全部 生活安全企画課	
191	古物営業法による立入り及び調査	古物営業法第22条第1項	古物商	警察本部生活安全部 生活安全企画課	

No.	検査等の名称	根 拠 法 令 等	対象団体等	所管部課	今回 対象
192	質屋営業法による立入り及び調査	質屋営業法第24条第1項	質屋	警察本部生活安全部 生活安全企画課	
193	探偵業者に対する立入検査	探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項	探偵業者	警察本部生活安全部 生活安全企画課	
194	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入り	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項	風俗営業者	警察本部生活安全部 生活安全企画課	○
195	火薬類取締法に基づく立入検査	火薬類取締法第43条第2項	火薬類製造業者、同販売業者、同消費者、同廃業者及び同保管者	警察本部生活安全部 生活環境課	
196	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく立入検査(指定射撃場等)	銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2第2項	指定射撃場、教習射撃場(兼指定射撃場)及び猟銃等保管業者	警察本部生活安全部 生活環境課	
197	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく立入検査(猟銃所持者)	銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第2項	猟銃所持者	警察本部生活安全部 生活環境課	
198	自動車運転代行業を営む者に対する立入検査	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項	自動車運転代行業者	警察本部交通部 交通企画課	
199	指定自動車教習所に対する検査	道路交通法第99条の6第1項	指定自動車教習所	警察本部交通部 運転免許課	
200	特例民法法人立入検査	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条 旧民法第67条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第9条	県が所管する特例民法法人	政策部 自治振興課ほか	